

業務名称		仕様書たたき台	業務フローとの対応	測定地方団体_自動車要件					標準化候補検討		訂正・修正方針への構成員回答			
				B市	C市	D市	E市	H市	I市	要件の考え方・機能	検討項目（論点案）	団体	修正方針への見解（選択式）	補足事項・疑義・意見照会等への回答記入欄
1. 車両情報管理（追加・更新）														
10	1.1.1. 車台情報管理	車台情報の管理（登録、修正、削除）ができること。 【管理対象項目】 車台管理番号 登録年月日 車種 燃料の種類 メーカー 型式 型式番号 車名 排気量 排気区分 排気量 原動機の型式 型式番号 形状 用途 車体番号 初年度検査年月 車検年月日 既装品区分 既装品		■車両登録＞異動入力 9. 車両コードは画面から容易に追加・修正、削除できること。車両コードの選択時の入力候補の表示・非表示ができること。 12. 車両の動力（一般、電気等）、メーカー名、排気量（cc、kW等）、形状（箱型、オートバイ等）、用途（乗用、貨物、農耕作業用等）は画面から容易に設定できること。 25. 車両情報は乗車も含めすべてのデータ、課税情報は乗車後7年、未納分はすべてのデータを管理することができること。 15. 電気自動車（kw）を管理できること。（排気量の単位として、cc、l、kw、PS、HP、TKが管理できること。） また、非課税商品車を管理できること。	8.3.3 車名設定 ・登録画面で使用する車名の設定を行う。	・異動処理＞車両管理＞新規登録 33. 車両の管理は「種別番号」ではなく、システムで自動発生したユニークな番号で管理できること。これにより「名義変更」等で種別番号が変更となった場合でも、同一車両としての管理ができること。 36. 「車名」の追加、修正は職員で行えること。 ・異動処理＞更新 48. 入力項目全ての修正が可能なこと。	■異動処理＞更新 13. 種別番号・車種種別・車台番号・車種型式・認定番号・排気量・車名・申告区分・リース区分が入力できること ※必須ではないが、通称名・試験車改造車区分があると望ましい ■異動処理＞更新 13. 種別番号・車種種別・車台番号・車種型式・認定番号・排気量・車名・申告区分・リース区分・非課税情報・減免情報・異動情報などが表示されること	・車両管理＞管理項目 5. 車両情報（種別番号（数字部分5桁）、車種、通知番号、定置場、登録年月日、型式、年式、車名、車台番号、総排気量（cc、kW等）、原動機の型式、型式認定番号、課税状態（課税、非課税、課税免除、身体減免、構造減免、試験種別、課税保留等の課税区分）、種別弁償金、課税変更日、廃車年月日、廃車事由、修正年月日、修正事由、旧所有者、新旧種別） ・車両管理＞異動（車両変更） 36. 車台番号、型式など車両変更ができること。 ・車両管理＞更新 44. 車両情報を修正できる機能があること。 ・メモ機能 132. 車両ごとにメモ機能があること。	1.1. 車両情報管理 8. 車両情報（名義情報、車台情報（車種、排気量含む）、種別情報、所有者情報、使用者情報、定置場情報、盗難情報等）の管理（登録、修正）ができること。 10. 車台番号は20桁以上管理できること 追加2. 固定値の選択ではなく、排気量を任意に設定できること。 (排気量の単位は00で統一すること)	(黒字：必須) 課税対象者の情報把握のうえで不可欠な台帳管理機能のため必須機能と想定している。 (緑字：要検討) 「形状」、「用途」については、自治体間で運用に差異があると思われるが、業務要求を満たせる定義方法の検討を行う。 (その他) 各管理項目の桁数、単位は中間標準レイアウトに定められているもので充足するか確認を行う。 ■確認事項 ①車台番号は中間標準レイアウトで15桁と定義されているが、当該桁数で支障があるか（20桁以上が必須か）。 ②「リース区分」について、「所有形態区分」に含まれると想定しているが相違ないか。また、当該区分の利用方法について、以下のうちどれにあたるか。 a) 「リース区分」のある車両について、台帳登録情報の整合性チェックを行う（例：該当車両の納税義務者が所有者に設定されているか） b) 「リース区分」のある車両に対して、何らかの通知を送付するなどの個別対応を行う c) 上記以外 ③B市記載の「車両コード」は具体的などのようなものか。（コード管理は9.1.1.に定義があるため、要件の反映可否を確認） ④「電気自動車」「非課税商品車」「試験車区分」「改造車区分」について、それぞれ以下のどれに該当するか。 a) 専用の区分が必要 b) 他の項目で判別できれば問題ない c) 専用で管理できれば問題ない ⑤ 上記以外	A市 ①認識相違なし B市 ①認識相違なし C市 ①認識相違なし D市 ①認識相違なし E市 F市 ①認識相違なし H市 ①認識相違なし I市 ①認識相違なし J市 ①認識相違なし K市 ①認識相違なし			
	20	1.1.2. 盗難車区分についても管理（登録、修正、削除）ができること。								1.1. 車両情報管理 8. 車両情報（名義情報、車台情報（車種、排気量含む）、種別情報、所有者情報、使用者情報、定置場情報、盗難情報等）の管理（登録、修正）ができること。	(黒字：必須) 要件が上がっているケースは少ないが、盗難の届け出があった車両を課税保留にするなどの対応は全国自治体で共通で行う業務のため、必須機能と想定している。 ■確認事項 ①基本的には当該区分の車両を「課税保留」にする運用を想定しているが、他に業務要件として想定される運用はあるか。 なお、盗難車の管理・課税の運用パターンについて、以下を想定しているが、該当するものはあるか。 a) 盗難車区分を設定し、当該車両を課税保留として処理する（自動または手動での運動） b) 課税保留の事由「盗難車」として登録、処理を行う c) 上記以外	A市 ①認識相違なし B市 ①認識相違なし C市 ①認識相違なし D市 ①認識相違なし E市 F市 H市 ①認識相違なし I市 ①認識相違なし J市 ①認識相違なし K市 ①認識相違なし		
	30	1.1.3. 種別情報管理	種別情報の管理（登録、修正、削除）ができること。 【管理対象項目】 車両番号（種別番号） 発行日 回収区分 弁償金	■車両登録＞異動入力 2. 課税弁償金の有無、種別交付証明書の返納の有無の入力ができること。				■異動処理＞更新 13. 種別番号・車種種別・車台番号・車種型式・認定番号・排気量・車名・申告区分・リース区分が入力できること ※必須ではないが、通称名・試験車改造車区分があると望ましい 29. 廃車事由・廃車年月日・種別回収情報・種別弁償金情報が入力できること	・車両管理＞管理項目 5. 車両情報（種別番号（数字部分5桁）、車種、通知番号、定置場、登録年月日、型式、年式、車名、車台番号、総排気量（cc、kW等）、原動機の型式、型式認定番号、課税状態（課税、非課税、課税免除、身体減免、構造減免、試験種別、課税保留等の課税区分）、種別弁償金、課税変更日、廃車年月日、廃車事由、修正年月日、修正事由、旧所有者、新旧種別） ・車両管理＞異動（種別変更） 29. 種別変更の処理ができること。	1.1. 車両情報管理 5. 種別情報の有無、種別交付証明書の返納の有無の入力ができること。 8. 車両情報（名義情報、車台情報（車種、排気量含む）、種別情報、所有者情報、使用者情報、定置場情報、盗難情報等）の管理（登録、修正）ができること。	(黒字：必須) 各種行政を遂行する上で不可欠な台帳管理機能のため必須機能と想定している。 (緑字：要検討) 具体的な管理対象項目をどのように定義するかについては、業務上の必要性を踏まえて検討する。	A市 ①認識相違なし B市 ①認識相違なし C市 ①認識相違なし D市 ①認識相違なし E市 F市 ①認識相違なし H市 ①認識相違なし I市 ①認識相違なし J市 ①認識相違なし K市 ①認識相違なし		
40	1.1.4. 試験種別及び仮ナンバーを管理（登録、修正、削除）ができること。 【管理対象項目】 申請情報 発行日 有効期限 回収状況	No.1_30						・試験種別管理 129. 試験種別の交付状況を管理し、試験種別交付証明書、試験種別返納申告受付書が作成できること。	(黒字：必須) Y社、I社で記載されている一方で自治体側の記載が少ないが、試験種別及び仮ナンバーの発行業務自体は法定の業務と見受けられる。発行した種別について、エクセル等のシステム管理を行っているケースもあると考えられるが、システム対応が運用上望ましいのであれば必須機能とする方向で検討を進める。 (緑字：要検討) 具体的な管理対象項目をどのように定義するかについては、業務上の必要性を踏まえて検討する。	A市 ①認識相違なし B市 ①認識相違なし C市 ①認識相違なし D市 ①認識相違なし E市 F市 ①認識相違なし H市 I市 ①認識相違なし J市 ①認識相違なし K市 ①認識相違なし				

仕様書たたき台			適用地方団体_機能要件					標準化機能検討		IT標準・修正方針への構成員回答			
機能名称	仕様書たたき台	業務フローとの対応	B市	C市	D市	E市	H市	I市	要件の考え方・機能	検討項目（論点集）	団体	修正方針への見解（選択式）	補足事項・疑義・意見照会等への回答記入欄
90	1.1.9. 課税区分管理	課税区分の管理（登録、修正、解除）ができ、課税計算、課税処理等に反映できること。 【課税区分】 通常課税 臨時課税 課税保留 課税取消 非課税 官公署課税 課税免除 不均一課税 減免	■車両登録＞異動入力 1. また、その他の異動は、すべての項目の変更（所有者、使用済、登録番号、課税内容（課税、非課税、減免未申告、減免 条例第7 8条（その他特別の事情）、減免 条例第7 9条（身体障害者等）、課税保留、課税免除）、所有権取得解除、罰金納付済、罰金未納済、罰金未納済）ができること。	8.3.2 官公署非課税登録 ・官公署等について課税区分を非課税として登録・解除できる。 ・特定の団体の課税区分を非課税として登録、解除できること。	・異動処理＞車両管理＞新規登録 32 「通常課税」「課税保留」「非課税」等を課税区分として入力できること。この区分を判断し、当初課税処理が行えること。	■入力・更新・削除 20. 非課税の区分が入力できること 27. 課税処理を保留できる機能があること	・車両管理＞管理項目 5. 車両情報（標識番号（数字部分5桁）、車種、通知番号、定置場、登録年月日、型式、年式、車名、車台番号、登録重量（oe、kw等）、原動機の種類、型式認定番号、課税状態（課税、非課税、課税免除、身障減免、構造減免、試験課税、課税保留等の課税区分）、構造弁償金、課税変更日、廃車年月日、廃車事由、修正年月日、修正事由、旧所有者、新旧標識） ・車両管理＞修正 47. 課税保留の登録、解除ができること。 開始理由、解除理由、開始年月日、解除年月日の入力ができること。（年月日管理は取り下げ）	1.1 車両情報管理 23. 課税区分（通常課税、臨時課税、課税保留、課税取消、官公署課税、減免等）の管理（登録、修正、解除）ができ、課税計算、課定 26. 各種異動情報（死亡、転出、再転入、不現住（転出率しくは転居しているか、又は居住地に居住していないもの）、滞納情報、公示送達等）に基づき、課税区分を修正できること。	（黒字：必須） 課税処理を行う上で不可欠な台帳管理機能のための必須機能と想定している。 （緑字：要検討） 官公署課税について地方税法上の非課税区分に相当するもので非課税と同義であると考えているが、課税区分を分けて管理する必要があるが検討を行う。	■検討事項 ①「官公署課税」に相当する非課税区分について、課税区分を非課税と分けて管理する必要があるか。 ■確認事項 ①自治体の条例で定められる非課税区分について、課税区分を非課税と分けて管理するケースはあるか。 ②I市の要件に記載されている「臨時課税」について、具体的にどのようなものを想定しているか。	A市 B市 C市 D市 E市 F市 H市 I市 J市 K市	①認識相違なし ①認識相違なし ②補足事項・疑義あり ①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし ②補足事項・疑義あり ①認識相違なし ①認識相違なし	補足事項・疑義 「通常課税」が「課税」と修正されているが、会議の中では「通常課税」を「当初課税」と定義したと記憶している。 （1）震災非課税については災害減免をそもそも取り扱っておらず、不要と考えている。 交付税検査の項目として震災非課税の台数があるため、必要。全国的にも震災が多く、今後も他の統計等でも把握が必要になる可能性があるため、非課税の中でも事由を「震災」で抽出できるように必要がある。 意見照会事項（1）についても、記載の通りで良いと考える。
00	1.1.10.	特定の団体を非課税対象として管理できること。		8.3.2 官公署非課税登録 ・特定の団体の課税区分を非課税として登録、解除できること。					（緑字：要検討） 非課税対象となる団体について、各市条例でどのような団体が対象となるか確認する。	■確認事項 ①地方税法で規定されている非課税区分（国、都道府県、市町村、独立行政法人等）以外に条例でどのような団体を非課税としているか。	A市 B市 C市 D市 E市 F市 H市 I市 J市 K市	①認識相違なし ①認識相違なし ②補足事項・疑義あり ①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし ②補足事項・疑義あり ①認識相違なし ①認識相違なし	補足事項・疑義 本市では、非課税対象を用途で判断していないため、毎年度実施する確認作業の内容が不明である。 用途の確認とは一体何か。例えば本市では、官公署は非課税団体として扱っているため、車両を登録する際に課税区分を非課税に設定した後は、特に何かを確認することはない。法445-2の日本赤十字社所有の車両についての用途確認のことを指しているのか。 意見照会事項（1）についても、記載の通りで良いと考える。
10	1.1.11.	課税保留の解除時、自動的に課税が発生すること、解除日は任意に修正できること。	■車両登録＞異動入力 7. 課税保留の解除時、自動的に課税が発生すること、または、更正処理画面へ連携すること。			■入力・更新・削除 23. 保留の区分・保留する年度を入力し適用できること	・車両管理＞修正 47. 課税保留の登録、解除ができること。 開始理由、解除理由、開始年月日、解除年月日の入力ができること。（年月日管理は取り下げ）	1.1 車両情報管理 26. 課税保留の解除時、自動的に課税が発生すること。 課税開始の異動日は任意で修正できること。	（黒字：必須） 課税上の空白期間を生まないための機能として必要性が高いと考えられるため、必須機能と想定している。		A市 B市 C市 D市 E市 F市 H市 I市 J市 K市	①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし ②補足事項・疑義あり ①認識相違なし ①認識相違なし ③その他 ②補足事項・疑義あり ①認識相違なし ③その他	意見照会事項（1）への回答十分である。 5.1.1の返戻処理で管理できることが望ましい。 （1）課税区分：調査中の段階で課税保留をかける運用は課税例ではなく収納の滞納整理業務の関係で行っており、事務を行っていないため回答不能。 本市では陸運支局、軽自動車検査協会にて廃車不可能であると本人から申請があった車両、または、返戻の際に調査を行った結果公示となった車両に対して課税保留を行っており、「課税区分が課税情報の調査中」といった状態は発生していない。上記の内容は返戻調査画面の管理項目のことを指しているのか。 意見照会事項（1）についても、記載の通りで良いと考える。
20	1.1.12.	軽自動車税種別割管理 初回検査年月から法定年月が経過した車両について、経年単重課対象区分として管理できること。また、重課除外区分についても管理できること。						1.1 車両情報管理 17. 重課対象車両の管理ができること。	（黒字：必須） 課税額の計算をする上で把握が必要な情報のための必須機能と想定している。		A市 B市 C市 D市 E市 F市 H市 I市 J市 K市	①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし	
30	1.1.13.	地方税法に則った軽課（グリーン化特例）対象車両区分の管理ができること。						1.1 車両情報管理 追加1. 軽課対象車両の管理ができること。	（黒字：必須） 課税額の計算をする上で把握が必要な情報のための必須機能と想定している。		A市 B市 C市 D市 E市 F市 H市 I市 J市 K市	①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし	

仕様書たたき台			選定地方団体_機軸要件					標準化機軸検討		NT標準・修正方針への構成員回答			
機能名称	仕様書たたき台	業務フローとの対応	B市	C市	D市	E市	H市	I市	要件の考え方・機軸	検討項目（論点割）	団体	修正方針への見解（選択式）	補足事項・疑義・意見照会等への回答記入欄
40	1.1.14. 廃車車両管理	廃車済みの車両を管理（登録、修正）できること。 【管理対象項目】 車台情報 車台ID 廃車理由	■車両登録＞異動入力 25. 車両情報は廃車も含めすべてのデータ。課税情報は廃車後7年、未納分はすべてのデータを管理することができること。					・車両管理＞管理項目 5. 車両情報（標準番号（数字部分5桁）、車種、通知番号、定置場、登録年月日、型式、年式、車名、車台番号、総排気量（cc、kW等）、原動機の型式、型式認定番号、課税状態（課税、非課税、課税免除、身障減免、構造減免、試験課税、課税留保等の課税区分）、構造弁償金、課税変更日、廃車年月日、廃車事由、修正年月日、修正事由、旧所有者、新旧標準）	（黒字：必須） 抜消申請時の対応を行う上で不可欠なため必須機能と想定している。 （緑字：要検討） 廃車済み車両の管理を行うにあたり必要な項目について検討を行う。	■検討事項 ①「一時使用中止（自動車検査証返納届がされたもの）」について、廃車とは異なる区分としての管理は必要か。	A市 B市 C市 D市 E市 F市 H市 I市 J市 K市	①認識相違なし ①認識相違なし ②補足事項・疑義あり ①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし	補足事項・疑義 管理対象項目として「構造返納の有無」を追加したい。ただし、1.1.3の管理対象項目「回収区分」に含まれていなければ問題ない。
50	1.1.15.	廃車を行った車両を復活させることができること。	■車両登録＞異動入力 1. 内容異動（取得修正）は、車台変更・標準番号変更・その他の異動ができること。また、その他の異動は、すべての項目の変更（所有者、使用者、標準番号、課税内容（課税、非課税、減免未申告、減免、免除第79条（その他特別の事情）、減免、免除第79条（身体障害者等）、課税留保、課税免除）、所有権留保解除、課税抹消、損壊車復活、誤抹消復活）ができること。 項目修正（形状（車名、年式、型式、車台番号、原動機番号、総排気量、認定番号）、取得日、廃車日、定置場、構造返納有無、構造返納日、構造返納理由、申告日、納税義務者番号）ができること。						（緑字：要検討） ペナダ機能に記載されているものが多いため、廃車復活の機能について必要性を確認のうえ定義内容を検討する。	■確認事項 ①通常、廃車したものを復活させるケースとして前操作起因と考えているが、その他に想定されるケースはあるか。	A市 B市 C市 D市 E市 F市 H市 I市 J市 K市	①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし	
60	1.1.16.	納税承継人・納税管理人管理 相続人代表者・納税管理人・成年後見人の情報を管理（登録、修正、削除）できること。	■課税＞当初課税 48. 納税管理人を登録でき、納税通知書・納付書の氏名に「〇〇様 △△様分」と表示できること。					1.1. 車両情報管理 22. 相続人代表者・納税管理人・成年後見人等の情報を管理（登録、修正、削除）できること。	（黒字：必須） 課税を行う上で把握する必要がある情報のため必須機能と想定している。	■確認事項 ①J市記載の「等」に含まれている対象について、具体的にどのようなものを想定しているか。	A市 B市 C市 D市 E市 F市 H市 I市 J市 K市	①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし ②補足事項・疑義あり ①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし ②補足事項・疑義あり ①認識相違なし ①認識相違なし	意見照会事項（1）への回答 氏名～連絡先情報を宛名情報とまとめて記載して良いと考える。 宛名管理側とは、団体内統合宛名等のシステム側という認識でよろしいか。それならば、個人番号や法人番号、世帯番号、住基喪失情報も宛名管理で登録し情報連携すれば良いのではないかと。 （1）記載のとおりの方針で問題ない。 1.1.6の回答参照 意見照会事項（1）についても、記載の通りで良いと考える。
70	1.1.17.	職権管理 台帳上の全項目について職権による管理（登録・修正・削除）ができること。	・異動処理＞車両管理＞廃車取消 41. 廃車を取消することができること。 ・異動処理＞職権 62. 職権（新規登録、納税義務者継承、標準変更）、申告書（新車、中古車、転入、譲渡、標準変更）の事由で車両の新規登録ができること。 63. 職権訂正、課税区分の変更、項目訂正、氏名変更、定置場住所変更、所有権留保の解除、標準変更、所有権留保の設定、登録日訂正の事由により、車両の異動ができること。 64. 職権（廃車、納税義務者継承、消滅、標準変更、その他）、申告書（廃車、転出、譲渡、標準変更、その他）の事由で車両の消滅異動ができること。 ・バッチ処理＞データ削除 110. 指定した年度以前の課税データを一括で削除できること。 111. 指定した年月日以前に消滅した車両で課税データを保有しないものを一括で削除できること。					1.1. 車両情報管理 28. 職権による管理（登録・修正・削除）ができること。 ・車両管理＞異動（新規登録） 10. 新登録の取消しができること。 ・車両管理＞異動（廃車） 17. 新廃車の取消しができること。 ・車両管理＞異動（名義変更） 27. 旧名義変更の取消しができること。 ・車両管理＞異動（標準変更） 34. 新処理の取消しができること。 ・車両管理＞異動（車台変更） 40. 新処理の取消しができること。 ・車両管理＞修正 48. 履歴を残す処理を基本とするが、残さない修正もできること。 49. 新処理の取消しをした場合、統計処理上の集計に反映されないこと。 ・照会・管理＞履歴の管理 83. 全ての異動、修正について履歴を残すこと	（黒字：必須） 申告ではなく職員が任意のタイミングで台帳情報の更新を行うことを想定しており、基本的な機能として必須と想定している。		A市 B市 C市 D市 E市 F市 H市 I市 J市 K市	①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし	
80	1.1.18.	送付先管理 軽自動車税の送付先を管理（登録、修正、削除）できること。	・異動処理＞全般 23. 番額送付先が管理できること				■異動処理＞全般 30. 登録事由、登録年月日・変更事由、変更年月日・異動事由、異動年月日が入力できること ■異動処理 43. 納税義務者の住所地以外への送付が必要な場合、送付先の指定ができること	1.1. 車両情報管理 4. 送付先情報（送付先住所、郵便番号、方書、連絡先） 29. 軽自動車税の送付先を管理（登録、修正、削除）できること。 ※送付先情報の有無を表示させた上で、宛名システム等への連携でも可	（黒字：必須） 各種通知書または証明書を送付する際に必要な情報であるため必須機能と想定している。		A市 B市 C市 D市 E市 F市 H市 I市 J市 K市	①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし	

仕様書たたき台			選定地方団体_機軸要件					標準化機軸検討		NT標準・修正方針への機軸員回答				
機軸名称	仕様書たたき台	業務フローとの対応	B市	C市	D市	E市	H市	I市	要件の考え方・機軸	検討項目（論点集）	団体	修正方針への見解（選択式）	補足事項・疑義・意見照会等への回答記入欄	
90	1.2. 異動情報登録処理 1.2.1. 申告情報管理	申告区分の管理（登録、修正、削除）ができること。							(緑字：要検討) 申告情報の管理運用を確認のうえ、必要機能の定義を行う。	■確認事項 ①E市記載の「申告区分」について、ハンチデータ取込用の管理項目と認識しているが相違ないか。	A市	①認識相違なし		
											B市	①認識相違なし		
												C市	②補足事項・疑義あり	補足事項・疑義 「申告日」は「取得日」ではなく「処理日」を指すのか。「申告日」の定義を確認したい。
												D市	①認識相違なし	
												E市		
												F市	①認識相違なし	
												H市	①認識相違なし	
												I市	①認識相違なし	
												J市	①認識相違なし	
												K市	①認識相違なし	
			00	1.2.2. 新規車両登録	各種異動情報（原付等の登録、廃車申請及び陸運支局、軽自動車検査協会から送付される申告書等）に基づき、新規登録ができること。	No.1.4 No.1.12	■車両登録＞異動入力 1.新規登録、廃車（廃車、名変更車、職種廃車）、名義変更、内容異動の異動ができ、内容異動（職種修正）は、車台変更・種別番号変更・その他の異動ができること。	8.1.1 新規車両登録 ・新規車両登録を行う。 ・氏名等により所有者を検索し、該当者に車両登録を行う。			・異動処理＞修正 50.車両異動（新規・変更）は、異動報告書に沿った入力をし、廃車異動は廃車申請書に沿った入力ができること。申告書様式を意図した入力画面と入力ガイダンス機能を提供していること。 52.異動が行われた際に、種別交付証明書または廃車証明書を出力するか否か、また異動入力と同時に発行を行うか否かを、車種毎に事前設定できること。 ・異動処理＞種別 62.職種（新規登録、納税義務者種別、種別変更）、申告書（新車、中古車、転入、譲渡、種別変更）の事由で車両の新規登録ができること。			・車両管理＞異動（新規登録） 6.車両の新規登録ができること。
B市	①認識相違なし													
C市	①認識相違なし													
D市	①認識相違なし													
E市														
F市	①認識相違なし													
H市	①認識相違なし													
I市	①認識相違なし													
J市	①認識相違なし													
K市	①認識相違なし													
10	1.2.3.	異動日を過去の日付に限り新規登録ができること。							No.1.4 No.1.12					
			B市	①認識相違なし										
			C市	①認識相違なし										
			D市	①認識相違なし										
			E市											
			F市	①認識相違なし										
			H市	①認識相違なし										
			I市	①認識相違なし										
			J市	①認識相違なし										
			K市	①認識相違なし										
			20	1.2.4.	複数の車両を一括で新規登録できること。	No.1.4 No.1.12								(緑字：要検討) 当該機能の運用場面について確認を行う。
B市	①認識相違なし													
C市	①認識相違なし													
D市	①認識相違なし													
E市														
F市	①認識相違なし													
H市	①認識相違なし													
I市	①認識相違なし													
J市	①認識相違なし													
K市	①認識相違なし													
30	1.2.5. 車両変更登録	各種異動情報（原付等の登録、廃車申請及び陸運支局、軽自動車検査協会から送付される申告書等）に基づき変更登録ができること。							No.1.16 No.1.21	■車両登録＞異動入力 1.新規登録、廃車（廃車、名変更車、職種廃車）、名義変更、内容異動の異動ができ、内容異動（職種修正）は、車台変更・種別番号変更・その他の異動ができること。 17.名義変更を行った場合、新旧情報が容易に確認する手段が用意されていること。				
			B市	①認識相違なし										
			C市	①認識相違なし										
			D市	①認識相違なし										
			E市											
			F市	①認識相違なし										
			H市	①認識相違なし										
			I市	①認識相違なし										
			J市	①認識相違なし										
			K市	①認識相違なし										
			40	1.2.6.	異動日を過去の日付に限り変更登録ができること。	No.1.16 No.1.21					・異動処理＞修正 48.異動日が登録期日以前である異動を入力できること。このとき、異動日には制限が無いこと。			・車両管理＞異動（名義変更） 25.登録日を過去に限り名義変更ができること。 ・車両管理＞異動（種別変更） 37.登録日を過去に限り種別変更の処理ができること。 ・車両管理＞異動（車台変更） 38.登録日を過去に限り車台変更の処理が出来ること。 ・車両管理＞修正 45.修正日を過去に限り車両情報の修正ができること。
B市	①認識相違なし													
C市	①認識相違なし													
D市	①認識相違なし													
E市														
F市	①認識相違なし													
H市	①認識相違なし													
I市	①認識相違なし													
J市	①認識相違なし													
K市	①認識相違なし													

仕様書たたき台			選定地方団体_機能要件					標準化機能検討		NT標準・修正方針への構成員回答				
機能名称	仕様書たたき台	業務フローとの対応	B市	C市	D市	E市	H市	I市	要件の考え方・機能	検討項目（論点集）	団体	修正方針への見解（選択式）	補足事項・疑義・意見照会等への回答記入欄	
50	1.2.7.	名義人の変更登録時に同一ナンバープレートを引き継ぐか否か選択できること。	No.1_16 No.1_21						・車両管理＞異動（名義変更） 20. 種別変更を伴わない名義変更（廃車と登録の同時処理）ができること。 21. 種別変更を伴う名義変更（廃車と登録の同時処理）ができること。	1.1. 車両情報管理 11. 同一ナンバープレートを引き継ぐか否か選択できること。		A市 B市 C市 D市 E市 F市 H市 I市 J市 K市	①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし	
60	1.2.8.	複数の車両について、一括で名義人を変更できること。	No.1_16 No.1_21	■車両登録＞一括登録・廃車 21. 複数の登録車両を、一括更新できる。 複数の廃車車両を、一括更新できる。 22. 同一名義の車両を一括で別の名義に変更できる。	8.1.2. 車両変更登録 ・所有者が同一の物件について、一括して名義変更の処理が行えること。主な用途は、同じ法人について複数の住居外別名が作成されている場合において、軽自動車それぞれに分散して登録されているときに、宛名統一を行なうために用いる。				1.1. 車両情報管理 16. 複数の登録/廃車車両を、一括更新できること。 27. 会社の合併・分割に対応できること。	(横字：要検討) 当該機能は法人合併や分割・法人宛名の統合を想定している。自治体間で運用上の必要性に差があると考えられるが、一般的に想定される運用であれば標準仕様として定義する。	■検討事項 ①当該機能については、利用頻度の差は考えられるが一般的な運用と捉えて、標準仕様として定義することに問題はないか。	A市 B市 C市 D市 E市 F市 H市 I市 J市 K市	①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし	
70	1.2.9.	複数車両の定置場を一括で変更できること。	No.1_16 No.1_21							(横字：オプション) 自治体で当該要求が見受けられないが、想定される利用頻度等を確認し、オプションとして問題ないか検討を行う	■検討事項 ①オプション機能として問題ないか ■確認事項 ①当該機能の利用場面として複数車両保有者が駐車場を変更するなど限られたケースを想定しているが、他に当該機能の必要性が高いと思われるものはあるか。	A市 B市 C市 D市 E市 F市 H市 I市 J市 K市	②認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし	
80	1.2.10.	廃車登録	No.1_23 No.1_28	■車両登録＞異動入力 1. 新規登録、廃車（廃車、名義廃車、職権廃車）、名義変更、内容異動の異動ができ、内容異動（種別修正）は、車台変更・種別番号変更。その他の異動ができること。 17. 名義変更を行った場合、新旧情報が容易に確認する手段が用意されていること。	8.1.3. 廃車登録 ・ナンバー等により対象車両を検索し、廃車する。	・異動処理＞更正 50. 車両異動（新規・変更）は、異動報告書に沿った入力を行い、廃車異動は廃車申請書に沿った入力ができること。申告書様式を意識した入力画面と入力ガイダンス機能を備えていること。			・車両管理＞異動（廃車） 12. 登録車両の廃車処理ができること。	1.1. 車両情報管理 1. 各種異動情報（原付等の登録、廃車申請及び陸運支局、軽自動車検査協会から送付される申告書等）に基づき、新規登録、廃車登録、変更登録ができること。異動情報は履歴管理できること。	(横字：必須) 申告に基づく異動処理を行う上で基本的な機能であるため必須と想定している。	A市 B市 C市 D市 E市 F市 H市 I市 J市 K市	①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし	
90	1.2.11.	異動日を過去の日付に遡り廃車登録ができること。	No.1_23 No.1_28						・車両管理＞異動（廃車） 15. 登録日を過去に遡り廃車ができること。		(横字：必須) 申告日と処理日が異なることは想定されるため、必須機能としている。	A市 B市 C市 D市 E市 F市 H市 I市 J市 K市	①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし	
00	1.2.12.	複数の車両を一括で廃車できること。	No.1_23 No.1_28	■車両登録＞一括登録・廃車 21. 複数の登録車両を、一括更新できる。 複数の廃車車両を、一括更新できる。	8.1.3. 廃車登録 ・抽出後、一括して廃車の処理が行えること。 ・ナンバー等により対象車両を検索し、廃車する。				1.1. 車両情報管理 16. 複数の登録/廃車車両を、一括更新できること。 27. 会社の合併・分割に対応できること。	(横字：要検討) 複数車両を所有する個人・法人の数など自治体により要件の重要性に差があると思われるが、必要性を確認のため必須機能とするかオプション機能とするか判断を行う。	■検討事項 ①当該機能を必須とすべきかどうか。	A市 B市 C市 D市 E市 F市 H市 I市 J市 K市	①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし	

仕様書たたき台			選定地方団体_機能要件					標準化候補検討		IT標準・修正方針への構成員回答				
機能名称	仕様書たたき台	業務フローとの対応	B市	C市	D市	E市	H市	I市	要件の考え方・機能	検討項目（論点集）	団体	修正方針への見解（選択式）	補足事項・疑義・意見照会等への回答記入欄	
10	1.2.13.		同日付の新規登録・廃車登録が可能であること。	No.1_23 No.1_28	■車両登録＞異動入力 5.同日付での登録・廃車・賦課修正ができる。また、その確認ができる。				・車両管理＞一括異動 42.同日廃車の車両について、新規入力と廃車が同じ画面で同時に処理出来ること。	1.1.車両情報管理 4.同日付の新規登録・廃車登録が可能であること。	A市 B市 C市 D市 E市 F市 H市 I市 J市 K市	①認識相違なし		
20	1.2.14.	申告データ取込	申告書ハンデータを一括取込できること。 取込結果を確認、修正し、台帳情報の更新、設定ができること。	No.1_10	■車両登録＞異動データ取込 23.特定のフォーマットでデータ化された異動データを取込みます。	・バッチ処理＞当初課税処理＞当初課税処理 101.協会等の大量データ（ハンデータ）を一括で取り込むことができること。	■入力、更新・削除 35.都道府県の簿籍整理機構が提供する軽自動車協会受付車両の申告データを取り込むこと。また、簿籍整理機構からのデータである旨が画面上で判読できること。 ※なるべくパッケージ本体に影響が無い方法を考えること ※パッケージ外の補記・取込ツールでも可		1.1.車両情報管理 3.軽自動車検査協会からの課税物件異動情報を取り込むこと。	（青字：オプション） 申告書ハンデータ委託の実施有無により自治体間で要否が分かれると推定されるため、オプション機能と想定している。	A市 B市 C市 D市 E市 F市 H市 I市 J市 K市	①認識相違なし ③認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし		
30	1.2.15.		申告書ハンデータ取込結果について以下のリストを出力できること。 【出力対象リスト】 取込済みリスト 取込エラーリスト 異動リスト	No.1_10				・車両管理＞異動（廃車） 19.軽自動車検査協会で作成された廃車データ（市外廃車分）を取り込み、該当する車両情報のうち未廃車のデータの一致が出力できること。または、未廃車分に対して一括で廃車処理ができること。		（青字：オプション） 申告書ハンデータ委託の実施有無により自治体間で要否が分かれると推定されるため、オプション機能と想定している。	A市 B市 C市 D市 E市 F市 H市 I市 J市 K市	①認識相違なし ③認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし		
40	1.2.16.	申告書イメージ管理	申告書のイメージデータを管理できること。					・イメージ管理 125.申告書等がイメージで管理できること。		（緑字：要検討） 申告書のデータ管理は、紙管理をなくし保管場所等の問題を解消するうえで有用と考えられるため、あるべき運用の方針として必須機能とするか、オプション機能とするかを検討を行う。	■検討事項 ①申告書のデータ管理を必須機能とするかどうか。 ②データ管理を進めるにあたり懸念事項はどのようなものが考えられるか。	A市 B市 C市 D市 E市 F市 H市 I市 J市 K市	①認識相違なし ③認識相違なし ②補足事項・疑義あり ③その他 ①認識相違なし ①認識相違なし ②補足事項・疑義あり ①認識相違なし	意見照会事項（1）への回答 新規・変更は常用、廃車は5年 （1）申告書（紙）は現状永年保存しているが、10年を保存年限として廃棄するよう変更予定である。紙の申告書はスキャンし、データとしても永年保存しているが、市間や人員不足等の関係で、紙の保存年限変更と同時にスキャンも中止する予定である。登録データは全件分保存しており、今後も廃棄する予定は無い。 （2）特に問題ないと思われる。 （1）市受付分：10年間 市以外：現行システム種別（H23.11）から （1）申告書の現行保存年数について登録申告書については登録中である限りは永年。廃車申告書については、廃車後5年保存としている。 （2）特に問題なし。 具体的に過去何年分の申告書や車両データを保管しているかは把握していない。申告書を一定期間で廃棄するという事はないため、現在登録がある車両の申告書は執務室内に保管されている認識である。また、データについても、現状使用しているシステムが導入された際、それまでのシステムで管理していたデータは全て移行されてきている。 廃車済み車両の申告書のイメージデータのことは指しているものであれば更新年数分は問題ない。ただし、最終等で更新年数が通常と異なるケースの場合は、対応できるようにしていただきたい。
50	1.2.17.	登録時エラーチェック	○重複チェック 新規登録及び変更登録の際に、以下の項目に対し台帳情報と重複チェック機能ができること。 【対象項目】 車両番号（標識番号） 車台番号	No.1_4 No.1_12	■車両登録＞異動入力 6.課税漏れや課税誤り等を防止するため、同一車両番号や同一車体番号のチェック機能を有し、内容確認が容易にできること。 ■車両登録＞エラーチェック 25.以下のエラーチェックができること。または、警告メッセージが表示できること。 ・車両番号、標識番号の重複チェック ・必須項目に未入力値チェック ・取得日と廃車日の整合性チェック ・標識番号と車両種別の整合性チェック	・異動処理＞更新 45.新規登録の場合、車両番号・車台番号が登録車両（廃車ではない車両）として存在する場合、エラーメッセージを表示できること。		・車両管理＞エラーチェック 67.異動、修正時に車両番号、標識番号の重複のエラーチェックがあること。 68.異動、修正時に必須項目の未入力値のエラーチェックがあること。	1.1.車両情報管理 2.新規登録の場合、同一車両番号や同一車台番号、同一標識番号の重複チェック機能があること。	（黒字：必須） 課税漏れを防ぐために有用なチェックがあると考えられるため必須機能と想定している。 （緑字：要検討） 本来ユニークであるはずの番号を重複登録することによる課税対象の把握漏れを防ぐ意図の機能だが、重複チェックを行う対象項目について、要件記載のものが問題ないか検討を行う。	■確認事項 ①「車両番号（標識番号）」「車台番号」以外に実装が望ましいチェック項目はあるか。	A市 B市 C市 D市 E市 F市 H市 I市 J市 K市	①認識相違なし ③認識相違なし ②補足事項・疑義あり ①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし ②補足事項・疑義あり	意見照会事項（1）への回答 小型特殊自動車は車台番号が同じものが存在するため 意見照会事項（1）についても、記載の通りで良いと考える。 車台番号は、先に登録している車両の車台番号が揃っている等の場合に2番に登録せざるを得ないケースがあり、アラートにした方が良いと思われる。

仕様書たたき台			測定地方団体_機軸要件					標準化機軸検討		NT標準・修正方針への構成員回答			
機能名称	仕様書たたき台	乗務フローとの対応	B市	C市	D市	E市	H市	I市	要件の考え方・機軸	検討項目（論点集）	団体	修正方針への見解（選択式）	補足事項・疑義・意見照会等への回答記入欄
60	1.2.18.	<p>○登録日付の整合性チェック 異動時の取得日と廃車日について、整合性のエラーチェックができること。</p> <p>No.1_23 No.1_28</p>	<p>■車両登録>エラーチェック 26.以下のエラーチェックができること。または、警告メッセージが表示できること。 ・車台番号、標識番号の重複チェック ・必須項目に未入力値チェック ・取得日と廃車日の整合性チェック ・標識番号と車両種別の整合性チェック</p>						<p>(緑字：要検討) データの整合性を保つために有用なチェックであると考えられるが、要件に記載している自治体は少ないため要件について検討を行う。</p>		A市 B市 C市 D市 E市 F市 H市 I市 J市 K市	<p>①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし</p>	意見照会事項（1）への回答問題ない。
70	1.2.19.	<p>○未入力チェック 新規登録、変更登録時に必須項目の未入力エラーチェックができること。</p> <p>【対象項目】 車台情報（「1」の全対象項目） 所有者 排気量 車台番号（増設番号）</p> <p>No.1_4 No.1_12 No.1_16 No.1_21</p>	<p>■車両登録>エラーチェック 26.以下のエラーチェックができること。または、警告メッセージが表示できること。 ・車台番号、標識番号の重複チェック ・必須項目に未入力値チェック ・取得日と廃車日の整合性チェック ・標識番号と車両種別の整合性チェック</p>					<p>■車両登録>エラーチェック 68.異動、修正時に必須項目の未入力値のエラーチェックがあること。</p>	<p>(黒字：必須) 適切な登録が行われるために有用なチェックであると考えられるため必須機能と想定している。 (緑字：要検討) 未入力チェック対象の必須項目については、自治体間で共通認識を持つ必要がある。</p>	<p>■検討事項 ①入力必須項目について現在要件に記載されているものに追加する必要があるか。または、現在の記載で不要なものはあるか。 ②「型式認定番号」のように原付独自に必要なチェック項目はあるか。</p>	A市 B市 C市 D市 E市 F市 H市 I市 J市 K市	<p>①認識相違なし ①認識相違なし ②補足事項・疑義あり ②補足事項・疑義あり ①認識相違なし ③その他 ②補足事項・疑義あり ①認識相違なし ①認識相違なし</p>	<p>(1) ・エラー項目 排気量(増設) メーカー(追加) 四輪、二輪小型については初年度検査年について未入力エラーが、月についてアラートが出る必要がある。 オプションでの定義になっているため必須ではないが、弁償金支払い義務のアラートは不要であると書いている。 納税義務者（氏名・住所）について、そもそも宛名であるため、入力項目ではない認識でいる。画面構成によっては宛名も入力項目に含まれるということか。 「メーカー」について、地方税法で規定されている様式で「車名」と記載されているため、「車名」に修正してほしい。</p>
80	1.2.20.	<p>○入力値チェック 車種別に対象項目の入力可能値を設定し、新規登録、変更登録時に整合性のエラーチェックができること。</p> <p>【対象項目】 排気量 車台番号（増設番号）</p> <p>No.1_4 No.1_12 No.1_16 No.1_21</p>	<p>■車両登録>エラーチェック 26.以下のエラーチェックができること。または、警告メッセージが表示できること。 ・車台番号、標識番号の重複チェック ・必須項目に未入力値チェック ・取得日と廃車日の整合性チェック ・標識番号と車両種別の整合性チェック 27.以下のエラーチェックができること。または、警告メッセージが表示できること。 ・車種と排気量のチェック ・所有形態のチェック（自己所有、所有種留保、リース車、その他（親子など））</p>			<p>・異動処理>車両管理>新規登録 30.「排気量」と「種別番号」など「車種」によって設定される内容については、関連チェック機能があること。また、設定を変更することによって「車種」による関連チェックを回避させることもできること。 ・異動処理>更新 46.新規登録、修正入力の場合、車種、標識記号、型式、排気量間に矛盾がある場合、エラーメッセージを表示できること。</p>	<p>■入力・更新・削除 19.種別番号と車種種別、排気量で相関チェックを行うなど、誤入力を防止する機能があること ・車両管理>入力支援 64.車種から排気量（数値、単位）の入力に制限をかけることができること。 ・車両管理>エラーチェック 69.異動、修正時に種別番号と車種と排気量の組合せのエラーチェックがあること。</p>	<p>(黒字：必須) 適切な登録が行われるために有用なチェックであると考えられるため必須機能と想定している。 (緑字：要検討) 対象項目については、自治体間で共通認識を持つ必要がある。</p>	<p>■検討事項 ①車種に応じて入力可能値がある項目は要件記載のもの以外に想定されるか。 ②原付独自で入力値チェックが必要な項目はあるか。</p>	A市 B市 C市 D市 E市 F市 H市 I市 J市 K市	<p>①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし ②補足事項・疑義あり ①認識相違なし ①認識相違なし</p>	意見照会事項（1）への回答相違ない。	
90	1.2.21.	<p>登録事項のエラーチェック（随時）</p> <p>課税区分の設定内容について、所有形態との整合性チェックができること。 【対象項目（課税区分-所有形態）】 官公署課税-公用車</p>	<p>■車両登録>エラーチェック 27.以下のエラーチェックができること。または、警告メッセージが表示できること。 ・車種と排気量のチェック ・所有形態のチェック（自己所有、所有種留保、リース車、その他（親子など））</p>			<p>・バッチ処理>当初課税処理>当初課税処理 100.所有形態（商用車（課税保留）・公用車（非課税））に応じて判定し、矛盾が生じた場合、警告表示できること。</p>			<p>(緑字：要検討) 課税区分の設定内容について、課税誤りを防止する観点で必要なチェック機能の整理を行う。</p>	<p>■検討事項 ①課税区分と所有形態の整合性チェックについて、業務上どのようなキーで確認を行う必要があるか。 ②課税区分の設定誤りを防止するうえで必要なチェックとして以下のものを考えているが、他にどのようなチェック機能が必要と想定されるか。 a) 課税区分-形状：減免対象となるものがあると想定 b) 課税区分-用途：減免対象となるものがあると想定 c) 課税区分-所有者：NPO法人が所有する車両は減免となる自治体があると認識</p>	A市 B市 C市 D市 E市 F市 H市 I市 J市 K市	<p>①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし ②補足事項・疑義あり ①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし ②補足事項・疑義あり ①認識相違なし ①認識相違なし</p>	意見照会事項（1）への回答問題なし。

【仕様書たたき台】 標準仕様書 (編制) _08_ 軽自動車税 (個別制)			選定地方団体_自動車税					標準化仕様検討		IT標準・修正方針への構成員回答			
機能名称	仕様書たたき台	業務フローとの対応	B市	C市	D市	E市	H市	I市	要件の考え方・機能	検討項目 (論点)	団体	修正方針への見解 (選択式)	補足事項・疑義・意見照会等への回答記入欄
1.3. J-LIS (軽自動車検査情報市区町村提供システム) 連携													
1.3.1. 検査情報取込処理	J-LISまたは全国軽自動車協会連合会からの軽自動車検査情報を取り込めること。 ※軽自動車検査情報市区町村提供システムからダウンロードするCSVファイルをそのまま重課システムに取り込めること	No.1_10 No.1_27	8.3.1 更正申告受付登録 ・J-LIS連携データ (異動) の取込 8.3.3 税額変更 ・同上 8.7.1 検査情報取込 ・J-LIS連携データ (検査情報) の取込						1.1 車両情報管理 12. J-LISからの軽自動車検査情報を取り込めること。 (黒字: 必須) 軽自動車検査情報市区町村提供システムからのデータ取込は、申告内容の精査確認を行う上で合理的な手法であり、業務上必要性が高いと考えられているため、必須機能として想定している。 (赤字: 要検討) 一部自治体では全国軽自動車協会連合会から検査情報を購入するケースがあると認識しているが、他に併記する必要がある団体ないか確認を行う。	■検討事項 ①検査情報の運用について、以下のパターンを想定している。検査情報は、申告書の補定情報という位置づけを踏まえa)のやり方が望ましいと考えられるが、業務上の懸念事項を確認の上標準運用を定義し、当該運用をもとに機能要件の定義を行いたい。 a) 申告書をシステムに入力後 (またはハンパデータ取込後) に当該情報と突き合わせ、申告内容の確認を行う b) 検査情報をシステムに取り込み、結果を申告書と突き合わせて申告内容の確認を行う	A市 B市 C市 D市 E市 F市 H市 I市 J市 K市	①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし	
1.3.2.	J-LISまたは全国軽自動車協会連合会からの軽自動車検査情報を取り込む際に、重課・軽課対象車両情報 (課税計算に必要な項目も含む) を取り込めること。	No.1_10 No.1_20	8.3.1 更正申告受付登録 ・J-LIS連携データ (異動) の取込 8.3.3 税額変更 ・同上 8.7.1 検査情報取込 ・J-LIS連携データ (検査情報) の取込						1.1 車両情報管理 13. J-LISからの重課・軽課対象車両情報 (課税計算に必要な項目も含む) を取り込めること。また、取り込んだ重課対象車両情報の税率について、任意の税率に変更できること。 (黒字: 必須) 当該機能の記載粒度で要件を記述している自治体は少ないが、課税に必要な情報を把握するため、必須機能として想定している。		A市 B市 C市 D市 E市 F市 H市 I市 J市 K市	①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし	
1.3.3.	取込済みまたは取込エラーとなった車両情報をリストで出力できること。 また取り込んだ検査情報を任意に修正できること。								1.1 車両情報管理 14. 既に登録している車両情報とJ-LISからの軽自動車検査情報・エコカー情報をマッチングさせること (車台番号・標準番号の重複チェック) ができること。マッチング結果がエラーの場合、該当する車両情報を抽出できること。また、取り込んだ重課対象車両情報の税率について、任意の税率に変更できること。 (黒字: 必須) 当該機能の記載粒度で要件を記述している自治体は少ないが、取込結果の確認及び修正のために必要な機能と考えられている。		A市 B市 C市 D市 E市 F市 H市 I市 J市 K市	①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし	
1.3.4.	取り込んだ軽自動車検査情報について、台帳上の情報と以下の項目でマッチングし、対象車両の特定ができること。 【対象項目】 車台番号 車両番号 (標準番号)		8.7.1 検査情報取込 ・J-LISデータと軽自動車税システムのデータが突き合わせること。 ・J-LIS抹消データを取り込み、未乗車車両を表示・出力できること。(台帳上の未乗車車両の特定)						1.1 車両情報管理 14. 既に登録している車両情報とJ-LISからの軽自動車検査情報・エコカー情報をマッチングさせること (車台番号・標準番号の重複チェック) ができること。マッチング結果がエラーの場合、該当する車両情報を抽出できること。また、取り込んだ重課対象車両情報の税率について、任意の税率に変更できること。 (黒字: 必須) 当該機能の記載粒度で要件を記述している自治体は少ないが、検査情報を台帳側に反映させるために必要な機能と考えられている。 (赤字: 要検討) マッチング対象項目について、業務上必要性が高い項目を定義する。	■検討事項 ①左記に記載のものは基本的に固有の値のため、台帳上の車両を正確に特定することが可能と考えられているが、左記の値でマッチングを行った際に誤った車両が特定される可能性は想定されるか。	A市 B市 C市 D市 E市 F市 H市 I市 J市 K市	①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし	
1.3.5.	対象車両の特定ができなかったアンマッチ分の車両 (検査情報または台帳情報の双方にのみ存在があるもの) について、該当する車両情報を抽出しリスト出力できること。		8.7.1 検査情報取込 ・アンマッチ・要確認・エラー該当の表示、一覧表示出力できること。 ・アンマッチ該当から除外したい該当を選択して別管理できるテーブルをつくり、一時保管できるようにする。保管した該当をアンマッチ該当へ戻す機能を有すること。						1.1 車両情報管理 14. 既に登録している車両情報とJ-LISからの軽自動車検査情報・エコカー情報をマッチングさせること (車台番号・標準番号の重複チェック) ができること。マッチング結果がエラーの場合、該当する車両情報を抽出できること。また、取り込んだ重課対象車両情報の税率について、任意の税率に変更できること。 (赤字: 要検討) マッチングエラーの対応を行うために必要な機能と考えられているが、当該機能の記載粒度で要件を記述している自治体は少ないため、どのような機能が望ましいか検討対象とする。	■検討事項 ①当該機能の要否。 ②求める機能として要件の通りで問題ないか。	A市 B市 C市 D市 E市 F市 H市 I市 J市 K市	①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし	
1.3.6.	特定済みの検査情報と台帳情報について、差分をリスト出力できること。 また、差分について台帳情報の更新前に任意に修正できること。 【対象項目】 重課対象区分 軽課対象区分		8.7.1 検査情報取込 ・J-LISデータと軽自動車税システムのデータが突き合わせること。 ・J-LIS抹消データを取り込み、未乗車車両を表示・出力できること。(台帳上の未乗車車両の特定)						(赤字: 要検討) 取込結果の確認及び修正のために必要な機能と考えられているが、当該機能の記載粒度で要件を記述している自治体は少ないため、どのような機能が望ましいか検討対象とする。	■検討事項 ①差分チェックを行う項目として要件に記載のもの以外に必要なものはあるか。	A市 B市 C市 D市 E市 F市 H市 I市 J市 K市	①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし ②補足事項・疑義あり ①認識相違なし ①認識相違なし	住所について不一致項目として扱うかどうか検討段階だったと認識しているが、対象項目に記載がなく第四回検討対象でもないということは項目から削除されたということか 住所だけ別のエラーリスト出するようにしたらどうだろうか。

仕様書たたき台			測定地方団体_種別要件					標準化仕様検討		NT標準・修正方針への構成員回答				
機能名称	仕様書たたき台	業務フローとの対応	B市	C市	D市	E市	H市	I市	要件の考え方・機能	検討項目（論点集）	団体	修正方針への見解（選択式）	補足事項・疑義・意見照会等への回答記入欄	
60	1.3.7	台帳情報更新処理		8.7.1 検査情報取込 ・J-LISデータを経自動車税システムに反映できること。					（緑字：要検討） 検査情報を取り込んで台帳更新を行う運用（バッチの運用）をしている自治体では必要性が高い機能と想定しているが、当該機能の記載粒度で要件を記述している自治体は少ないため、どのような機能が望ましいか検討対象とする。	■検討事項 ①当該機能の要否。 ②求める機能として要件の通りで問題ないか。 ③更新処理について、手動更新または自動更新のどちらが望ましいか。	A市 B市 C市 D市 E市 F市 H市 I市 J市 K市	①認識相違なし		
70	1.3.8	異動分については、取込結果をもとに重畳情報を更新できること。		8.7.1 検査情報取込 ・J-LISデータを経自動車税システムに反映できること。					（緑字：要検討） 検査情報を取り込んで台帳更新を行う運用（バッチの運用）をしている自治体では必要性が高い機能と想定しているが、当該機能の記載粒度で要件を記述している自治体は少ないため、どのような機能が望ましいか検討対象とする。	■検討事項 ①当該機能の要否。 ②求める機能として要件の通りで問題ないか。 ③更新処理について、手動更新または自動更新のどちらが望ましいか。	A市 B市 C市 D市 E市 F市 H市 I市 J市 K市	①認識相違なし		
80	1.3.9	更新結果について対象車両情報をリストで出力できること。							（緑字：要検討） データ取込における基本的な機能と想定しているが、台帳更新処理機能の要否の議論を踏まえて必須機能とすることが検討する。	■検討事項 ①当該機能の要否。 ②求める機能として要件の通りで問題ないか。	A市 B市 C市 D市 E市 F市 H市 I市 J市 K市	①認識相違なし		
1.4. 異動履歴管理														
90	1.4.1	異動履歴（異動内容・異動日・操作者）を管理できること。 また、最新の異動履歴を削除することで誤操作等により更新された情報を更新前に戻すことができること。			- 異動処理>更正>履歴管理 55. 異動処理の更新時に自動的に異動履歴ができること。 61. 異動情報、履歴については、基本的に年数の制限が無いこと。	■画面表示 81. 車種ごとに新規登録、名義変更、廃車などの履歴情報が参照できること。 82. 所有者ごとに、新規登録、名義変更、廃車などの履歴情報が参照できること。			- 車両管理>異動・修正事由 56. 異動・修正事由の履歴を残し、確認できること。 - 車両管理>入力支援 60. 異動日については入力日が自動的に入ること。また任意で入力できること。	1.1 車両情報管理 9. 変更履歴を管理できること。	A市 B市 C市 D市 E市 F市 H市 I市 J市 K市	①認識相違なし		
00	1.4.2	異動に関する附帯情報を管理（登録、修正、削除）できること。 【管理対象項目】 異動事由 特記事項（メモ）	■車両登録>異動入力 3. 経自動車台帳は、それぞれ固有の特記事項を記載できるメモ欄を持つこと。	- 異動処理>車両管理>新規登録 28. 車両情報を入力する画面では、「メモ情報」が登録されているかを認識でき、メモの内容を「照会」「修正」「追加」「削除」できること。メモ情報は業務者に対するメモと車両に対してのメモが管理できること。	■入力・更新・削除 34. 簡単な操作でメモが入力できること。 ■画面表示 83. 車両画面や宛名画面のメモ機能			- 車両管理>異動・修正事由 54. 異動・修正の際、定型の事由をコードを指定して入力できること。（メモ等） 55. 異動・修正の際、定型の事由以外に自由に入力できる機能があること。 - メモ機能 131. メモは、課税や交渉記録などの情報ごとに管理し、履歴として残せる機能があること。	1.1 車両情報管理 7. 特記事項（メモ）について、テキスト情報（100文字以上）を管理（参照、登録、修正、削除）できること。	（黒字：必須） 台帳の異動履歴の管理は事務の正確性を保つうえで必要な基本的機能として必須と想定している。	■確認事項 ①当該要件は車両台帳ごとに異動履歴の管理を行う想定だが、各自治体の運用と相違ないか。	A市 B市 C市 D市 E市 F市 H市 I市 J市 K市	①認識相違なし	

仕様書たたき台			選定地方団体_機能要件					標準化機能検討		WT標準・修正方針への構成員回答			
機能名称	仕様書たたき台	業務フローとの対応	B市	C市	D市	E市	H市	I市	要件の考え方・機能	検討項目 (論点)	団体	修正方針への見解 (選択式)	補足事項・疑義・意見照会等への回答記入欄
2. 当初課税													
2.1. 当初課税処理													
2.1.1.	一括処理	課税期日現在の登録車両 (課税対象車両のみ。非課税、課税保留は除く) の納税義務者に対し、一括で当初課税処理ができること。	No.3.2 ■課税>当初課税 41.4/1日現在の車両情報をもとに課税できること。	8.2.1 当初課税 ・当初課税処理を行う。	- パッチ処理>当初課税処理>当初課税処理 97. 一車情報より取得した最新のデータに対して課税を行うこと。 98. 課税年度を指定して課税台帳が作成できること。また、異動分のみ作成もできること。			・当初課税>当初課税処理 99. 課税期日現在の車両情報を基に対象者を正しく抽出し、賦課できること。 ・減免>減免車両の当初課税 114. 減免対象車両に対し、当初課税ができること。	2.1 当初課税処理 1. 課税期日現在の登録車両 (課税対象車両のみ。非課税、課税保留は除く) の所有者 (納税義務者) に対し、当初課税処理ができること。	(黒字・必須) 当初課税処理を行う基本的機能のため、必須と想定している。	A市 B市 C市 D市 E市 F市 H市 I市 J市 K市	①認識相違なし	
2.1.2.	税額計算	税額計算ができること。	No.3.3				■計算 税、地方税法等に基づいた税額の計算ができること		2.1 当初課税処理 2 税額計算ができること。	(黒字・必須) 当初課税処理を行う基本的機能のため、必須と想定している。	A市 B市 C市 D市 E市 F市 H市 I市 J市 K市	①認識相違なし	
2.1.3.		税額計算時、車種より重課対象車両、軽課対象車両が自動で判定されること。							1.1 車両情報管理 18. 税額計算時、車種より重課対象車両、軽課対象車両が自動で判定されること。	(緑字・要検討) 1.4. の要件を踏まえるとLIS連携時にも重課対象、軽課対象情報の取込を行う前提となるが、税額計算時の判定をどのような運用前提で位置づけるか検討を行う。	■検討事項 ①当該機能について、税額計算時のタイミングに限定した定義で問題ないか (ダブルチェックとしての位置づけで問題ないか)。	A市 B市 C市 D市 E市 F市 H市 I市 J市 K市	①認識相違なし ②補足事項・疑義あり 車種、燃料区分、初年度検査年月により、軽課・重課対象車両が自動で判定される必要がある。
2.1.4.	一括納期限設定	一括で条件に基づく納期限の設定ができること。							2.1 当初課税処理 追加3. 自動で納期限の設定ができること。	(黒字・必須) 記載程度の問題で要件に記載している自治体は少ないと想定している。当初課税処理を行う基本的機能のため、必須と想定している。	A市 B市 C市 D市 E市 F市 H市 I市 J市 K市	①認識相違なし	
3. 更正													
3.1. 更正申告受付処理													
3.1.1.	更正申告情報管理	課税取消、課税保留、随時課税、課税免除、不均一課税、職権抹消の更正に関する各種申告情報を管理 (登録、修正、削除) できること。 また、履歴管理できること。 【管理対象項目】 申請者基本情報 (個人番号 (マイナンバー) 含む) 申請事由	No.3.10	8.3.1 更正申告受付登録 ・課税取消、職権抹消、課税取消等の課税更正に関する申請を受け、変更情報を登録する。 ・登録機関からの照会回答の入力	■入力・更新・削除 18. 課税番号・車種種別・車台番号・車軸型式・認定番号・排気量・車名・申告区分・リース区分が入力できること ※必須ではないが、運転名・試験車改造車区分があると望ましい。		・車両管理>修正 47. 課税保留の登録、解除ができること。 開始理由、解除理由、開始年月日、解除年月日の入力ができること。(年月日管理は取り下げ)	3.1 更正申告受付処理 1 課税取消、課税保留、随時課税、職権抹消等の課税更正に関する各種申告情報を登録し、管理 (登録、修正、削除) できること。また、履歴管理できること。	(黒字・必須) 更正申告の受付を行う上で基本的な機能と考えられている。 (緑字・要検討) 現在記載している情報で運用上充足するか確認し、必要な管理項目の定義を行う。	A市 B市 C市 D市 E市 F市 H市 I市 J市 K市	①認識相違なし ②補足事項・疑義あり 申請者情報を管理するならば、オプション且つ入力必須でない項目として、車両の登録、廃車、排気量や定置場の変更、減免申請等の入力時にも申請者情報を管理するべきではないか。	意見照会事項 (1) への回答問題ない。	
3.1.2.	審査結果情報管理	各種申告内容の審査結果を管理 (登録、修正、削除) できること。 【管理対象項目】 許可/不許可事由 開始年月日 解除理由 ※課税保留のみ 解除日 ※課税保留のみ	No.3.11	■課税>更正入力 57. 更正日、更正事由が管理できること。			・車両管理>修正 47. 課税保留の登録、解除ができること。 開始理由、解除理由、開始年月日、解除年月日の入力ができること。(年月日管理は取り下げ)	1.1 車両情報管理 24. 課税保留、課税取消について、申請情報 (事由等)、審査結果を管理 (登録、修正、削除) できること。 3.1 更正申告受付処理 2 各種申告内容の審査結果を管理 (登録、修正、削除) できること。	(黒字・必須) 受付を行った更正申告の結果を管理する上で基本的な機能と考えられている。 (緑字・要検討) 現在記載している情報で運用上充足するか確認し、必要な管理項目の定義を行う。	A市 B市 C市 D市 E市 F市 H市 I市 J市 K市	①認識相違なし ②補足事項・疑義あり たたき台に記載したが、不許可をデフォルトにしてほしい。	意見照会事項 (1) についても、記載の通りで良いと考える。	

仕様書たたき台			測定地方関係_自動車要件					標準化候補検討		WT議事・修正方針への構成員回答			
機能名称	仕様書たたき台	業務フローとの対応	B市	C市	D市	E市	H市	I市	要件の考え方・機能	検討項目 (論点)	団体	修正方針への見解 (選択式)	補足事項・疑義・意見照会等への回答記入欄
70	3.2.1. 減免対象抽出	以下に該当する減免対象を選択し抽出できること。 なお、対象者が死亡している場合は除外できること。 【減免対象区分】 車庫減免 生活保護 公益使用 身体又は精神障害者 障がい者等身体障害者等の利用に供する 災害 その他	No.4.1	■課税>減免 (管理) 63.前年度の減免申請者を一括して今年度に登録できること。 64.減免適用期間について、賦課期日時点での納税義務者の住民状況が死亡の場合、減免を解除し課税とする処理ができる。	【※要検討※エラーチェック機能】 8.3.2.減免申告受付登録 日々車庫の異動が生じるため、現時点で減免予定者が発生・死亡していないか確認するための最新情報チェック機能があること。 賦課期日に障害者の死亡をチェックする機能がない、そのため、発名番号などで障害者を管理し、納税義務者の死亡の管理なども含め、システムで減免の管理ができるようにしたい。	・異動処理>全般 22.減免区分として、生活保護、災害、身体障害者、公益事業、その他)の指定ができ、パラメータ登録されている減免率に準じて減免額が設定できること。 ・バッチ処理>随時処理>減免申請書・対象者一覧表作成 118.前年度減免申請を行って、現年度減免申請を行っていない者の一覧を出力できること。			・減免>減免申請書 119.継続減免対象の一覧を作成できること。 また、データでも出力できること。	3.2.減免処理 1.前年減免者、公益使用、身体又は精神障害者、構造が等ら身体障害者等の利用に供する場合など減免対象を抽出できること。	(赤字:要検討) 減免対象者は自治体間で差異があると想定されているが、全国自治体で減免を行うパターンについて確認を行う。 ■検討事項 ①減免は全国自治体で条件・要件等に起因する業務上の差異があると想定されるため、減免のパターンを要件記載の通り分類しているが、現在記載されているもの以外に現実化可能な減免はあるか。(特定の自治体の独自性が強い減免は「その他」を含む想定) ②自治体共通で必要に減免区分と自治体ごとに必要が分かれる減免区分と想定しているが、実害が分かれる減免区分は必ず想定しているが、例として挙げたもの以外に各団体で運用していないものはあるか。 ③減免対象者情報を把握するにあたって以下について、担当課との情報連携が必要になると考えているが、システム連携またはCSVデータの取込等を実施しているという認識で相違ないか。 a)生活保護 b)公益使用 c)構造がもたら身体障害者等の利用に供する ■確認事項 ①減免対象となるパターンは要件記載の書き方で網羅されているか。 ②減免対象抽出後の運用は、どの区分の減免でも共通で、継続減免として申請書を作成する想定で問題ないか。	A市 ①認識相違なし B市 ①認識相違なし C市 ①認識相違なし D市 ①認識相違なし E市 ①認識相違なし F市 ①認識相違なし H市 ②補足事項・疑義あり 知約障害者の項目は、必須としたい。障害情報の所有によっても減免を受け付けているため、件数も少なくはないため。 I市 ①認識相違なし J市 ①認識相違なし K市 ①認識相違なし	
				抽出した減免対象者について、以下の項目をリストで出力できること。 【出力項目】 減免対象区分 所在地情報 手帳所持者情報 (障害等級含む) 運転者情報	No.4.1			・バッチ処理>随時処理>減免申請書・対象者一覧表作成 118.前年度減免申請を行って、現年度減免申請を行っていない者の一覧を出力できること。	・減免>減免申請書 119.継続減免対象の一覧を作成できること。 また、データでも出力できること。		(赤字:要検討) 当該リストについて想定される運用方法の確認を行い、必要なパターン・項目について定義を行う。	■確認事項 ①減免対象者リストは、継続減免対象の決定 (申請書送付対象者の決定) に利用することを想定しているが他の用途に用いることは想定されるか。	A市 ①認識相違なし B市 ①認識相違なし C市 ①認識相違なし D市 ③その他 今後、状況に応じて条例改正などをし、対応が変わる可能性があるが、現状では4月2日~納期限7日前までに災害減免の対象となった場合以外は減免を受け付けない。 ※この照会事項に関して、減免認定基準も標準化するならば、他市町村の現状を知りたいと思ってるのが実情ですが、減免認定基準については標準化したいとのことなので、WTで議論するには及びません。ありがとうございます。 E市 ①認識相違なし F市 ①認識相違なし ・納期限後は減免の対象としていない。 ・不正理由は必要と思われないが、課税基準日前に災害発生した場合には、何らかの形で課税対象となり得ない証明ができれば廃車扱いにすると考えられる。 H市 ①認識相違なし I市 ①認識相違なし J市 ①認識相違なし K市 ①認識相違なし
				抽出した減免対象者に対し、減免申請書等を一括または個別に作成できること。	No.4.2	■課税>減免 (管理) 70.減免初年度を条件に抽出をかけ、減免継続申請書が作成できること。また、一覧表が作成できること。		■入力・更新・削除 21.減免の区分・減免申請年月日・減免決定年月日が入力できること 22.減免申請は連年申請を基準にし、賦課期日以降で納期限の1週間前までの申請分を今年度課税に適用すること 23.納期限の1週間前以降から翌年度の減免受付終了期間まで翌年度の減免入力が可能であること ※納税通知書作成までに減免入力した車両は納税通知書が発行されないこと 24.過去に遡った減免の入力・適用ができること ※課税保留などの機能の代用でも可だが、その場合は減免となったことを記録できること (分かりやすければメモ等でも可)	・減免>減免申請書 117.減免申請書 (新規) が作成できること。 118.減免申請書 (継続) が作成できること。	3.2.減免処理 2.減免対象者を抽出し、減免申請書を作成できること。	(赤字:必須) 減免対象者は自治体にもあり、共通して申請のフローパスを経ることから申請書作成の機能は必須と想定している。 (青字:オプション) 減免申請書の一括作成機能は、対象者へ申請書を送付する運用を想定した機能だが、当該運用の有無は自治体間で差異があると考えられるため、オプション機能と想定している。	A市 ①認識相違なし B市 ①認識相違なし C市 ①認識相違なし D市 ①認識相違なし E市 ①認識相違なし F市 ①認識相違なし H市 ①認識相違なし I市 ①認識相違なし J市 ①認識相違なし K市 ①認識相違なし	
				減免に係る情報 (登録、修正、削除) できること。 【管理対象項目】 減免対象区分 申請情報 (要領情報、取扱い情報、抽戻金発生情報 (個人番号 (マイナンバー) 含む)、請求者情報、運転者情報) 審査結果 控引/不控引事由 発令 期間	No.4.7	■車両登録>異動入力 1.また、その他の異動は、すべての項目の変更 (所有者、使用車、備置番号、課税内容 (課税、非課税)、減免申請、減免 条件等) 78条 (その他特別の事情)、減免 条件第79条 (身体障害者等)、課税保留、課税免除))、所有権保留解除、罰金納付済、罰金未納復活、罰金未納復活) ができること。 ・異動フラグが立っている物件についても、所有権保留解除や定置場変更など減免切替とすべきでないものは、継続減免として更新がかけられること。 ■課税>減免 (管理) 82.減免情報が管理できること。	8.3.2.減免申告受付登録 減免に関する申請を受け、変更情報を登録する。 ・継続減免回答書・新規減免申請書の情報入力・申告書の内容に、打切と継続 (新規含む) を判定し、入力する。 ・(2) 障害等級等の障害者情報を入力する。所有権保留解除や定置場変更など減免切替とすべきでないものは、継続減免として更新がかけられること。 8.3.3.税額変更 ・減免該当車両は「減免年度・HO年度」と入力すればその年度の税額が0円に変更できること 【減免異動については8.3.2.減免申告受付登録に同じ】	・異動処理>全般 22.減免区分として、生活保護、災害、身体障害者、公益事業、その他)の指定ができ、パラメータ登録されている減免率に準じて減免額が設定できること。 ■入力・更新・削除 21.減免の区分・減免申請年月日・減免決定年月日が入力できること 22.減免申請は連年申請を基準にし、賦課期日以降で納期限の1週間前までの申請分を今年度課税に適用すること 23.納期限の1週間前以降から翌年度の減免受付終了期間まで翌年度の減免入力が可能であること ※納税通知書作成までに減免入力した車両は納税通知書が発行されないこと 24.過去に遡った減免の入力・適用ができること ※課税保留などの機能の代用でも可だが、その場合は減免となったことを記録できること (分かりやすければメモ等でも可)	・減免>減免申請書 117.減免申請書 (新規) が作成できること。 118.減免申請書 (継続) が作成できること。	3.2.減免処理 2.減免対象者を抽出し、減免申請書を作成できること。	(赤字:必須) 減免対象者は自治体間でもあり、共通して申請のフローパスを経ることから申請書作成の機能は必須と想定している。 (青字:オプション) 減免申請書の一括作成機能は、対象者へ申請書を送付する運用を想定した機能だが、当該運用の有無は自治体間で差異があると考えられるため、オプション機能と想定している。	A市 ①認識相違なし B市 ①認識相違なし C市 ①認識相違なし D市 ①認識相違なし E市 ①認識相違なし F市 ①認識相違なし H市 ①認識相違なし I市 ①認識相違なし J市 ①認識相違なし K市 ②補足事項・疑義あり ・障害者、運転者も発令番号を使用するのであれば、記載したほうが良いと思われる。 ・不正理由は必要と思われないが、許可事由において何を管理するのが分かりませんでした。 ・期間 (減免決定日、終了日) とあるが、開始年度、終了年度、開始決定日、終了決定日の4種類を管理するのが一般的と思われる。(終了年度、終了決定日は管理せず、終了後の課税のデータの開始年度、決定日で管理する方法も考えられる)	
20	3.3. 更正 (税額変更) 処理			■課税>当初課税 50.随時一括課税 (更正) ができること。 ■課税>更正入力 54.税額更正ができること。 58.現行分の税額更正は期間に関係なく登録できること。	8.2.1.当初課税 一括減免・更新処理を行う。					(赤字:必須) 減免処理を行う基本的な機能のため必須と想定している。	A市 ①認識相違なし B市 ①認識相違なし C市 ①認識相違なし D市 ①認識相違なし E市 ①認識相違なし F市 ①認識相違なし H市 ①認識相違なし I市 ①認識相違なし J市 ①認識相違なし K市 ①認識相違なし		
				更正申告受付処理、減免処理等に基づき、課税情報の更新ができること。	No.3.15	■課税>当初課税 50.随時一括課税 (更正) ができること。 ■課税>更正入力 54.税額更正ができること。 58.現行分の税額更正は期間に関係なく登録できること。	8.2.1.当初課税 一括減免・更新処理を行う。						(赤字:必須) 減免処理を行う基本的な機能のため、必須と想定している。
30	3.3.2. 更正 (税額変更)	更正処理に基づき、税額計算ができること。	No.3.16	■課税>当初課税 50.随時一括課税 (更正) ができること。 ■課税>更正入力 54.税額更正ができること。 58.現行分の税額更正は期間に関係なく登録できること。	8.3.3.税額変更 課税更正、減免等により税額の変更がある場合に、税額変更処理を行う。	■課税 68.地方税法等に基づいた税額の計算ができること		3.3.更正 (税額変更) 処理 1.更正申告受付処理、減免処理等に基づき、課税情報等の更新・管理 (登録、修正、削除) ができること。	(赤字:必須) 更正処理を行う基本的な機能のため、必須と想定している。	A市 ①認識相違なし B市 ①認識相違なし C市 ①認識相違なし D市 ①認識相違なし E市 ①認識相違なし F市 ①認識相違なし H市 ①認識相違なし I市 ①認識相違なし J市 ①認識相違なし K市 ①認識相違なし			

仕様書たたき台			測定地方区分_機能要件					標準化機能検討		NT標準・修正方針への構成員回答			
機能名称	仕様書たたき台	業務フローとの対応	B市	C市	D市	E市	H市	I市	要件の考え方・機能	検討項目（論点等）	団体	修正方針への見解（選択式）	補足事項・疑義・意見照会等への回答記入欄
40	3.3.3.	賦課期日後に、賦課期日へ遡及して新規登録又は廃車登録された車両の税額計算を実施し、課税額が決定できること。	No.3.16	■課税>更正入力 56. 車両の取得日が、当年度の4/1日以前の場合、自動的に更正画面に移り、遡及課税ができること。もしくは、処理漏れを防ぐためのメッセージが表示されること。	8.3.1 更正申告受付処理 ・賦課期日以前に遡って処理（新規・名義変更・廃車・課税保留）することによって課税増減・税額変更が行えること。 ・入力方法は手入力で行い、取得年月日や廃車年月日、課税保留年月日を賦課期日4/1以前の日付で入力すると税額変更・課税更正が行えること。 8.3.3 税額変更 ・賦課期日以前に遡って処理（新規・名義変更・廃車・課税保留）することによって課税増減・税額変更が行えること	・異動処理>全般 20. 賦課期日（4月1日）以前に遡った異動ができること。 21. 賦課期日（4月1日）以前に遡り所有者変更をした場合には変更後所有者の新規課税が自動的にできること。 ・異動処理>更正 42. 課税更正、過年度新規は随時入力できること。			3.3 更正（税額変更）処理 3. 賦課期日以後に、賦課期日へ遡及して新規登録又は廃車登録された車両の税額計算を実施し、課税額が決定できること。	（黒字：必須） 更正処理を行ううえで遡り登録がされたため、必須と想定している。	A市 B市 C市 D市 E市 F市 H市 I市 J市 K市	①認識相違なし	
3.4. その他更正処理													
50	3.4.1.	過年度更正 過去5年分の更正（現年含む）ができること。 過年度の該当課税情報を引継いで、更正を行うことができること。	■照会 35. 車両照会画面から課税情報照会画面（過去の課税状況）へ遷移できること。 また、課税状況は過去5年照会できること。	・異動処理>更正 44. 過年度更正ができること。 53. 過年度課税、過年度減額が行えること。このとき、収納システムへの反映を適切に処理できること。	■入力・更新・削除 24. 過去に遡った減免の入力・適用ができること。 ※課税保留など他の機能の代用でも可だが、その場合は減免となったことを記録できること（分かりやすければメモ等でも可）			3.4 其他更正処理 1. 過去5年分の更正（現年含む）ができること。 過年度の該当課税情報を引継いで、更正を行うことができること。	（黒字：必須） 過年度更正は業務上発生するケースがあるため機能として必須と想定している。 （緑字：要検討） 更正年額については法定の5年と設定しているが、標準仕様として当該年額での処理を要件化する方針で問題ないか。	■検討事項 ①更正年額を5年と定義し、裁判等により5年以上遡った更正を行う際はペンド側の保守作業として実施する想定で問題ないか。	A市 B市 C市 D市 E市 F市 H市 I市 J市 K市	①認識相違なし	
	3.4.2.	職種修正 課税内容について、職種による強制修正ができること。		・異動処理>車両管理>項目変更 39. 異動処理では「翌年度」「現年度」「過年度」の、どの年度においてもオンライン更新をすることができること。「現年度」「過年度」の更新では「税額情報」を即時連携で「収納システム」に渡せること。（減額の場合は、自動的に過納納税となり収納システム側で還付もしくは充当の処理ができること。）			3.4 其他更正処理 2. 課税内容について、職種による強制修正ができること。	（黒字：必須） 必要に応じて対応できるような機能としては必須と想定している。	■確認事項 ①原則に所定の税率、課税区分等に基づく課税額の算定を行うと考えられるが、当該機能についてどのような場面での利用が考えられるか。	A市 B市 C市 D市 E市 F市 H市 I市 J市 K市	①認識相違なし		
4. 交付													
4.1. 納税通知発行													
70	4.1.1.	納税通知書（兼納付書兼納税証明書）発行 当初課税時または更正時に、一定の出力条件を指定し一括または個別に納税通知書（兼納付書兼納税証明書）を出力できること。 【出力条件】 市外/市外 口座	No.1.39 No.3.6 No.3.12	■照会 40. 車両照会画面から容易に標識交付証明書、納税通知書、廃車証明書、廃車申告書（強制廃車）、継続検査用納税証明書の帳票が出力できること。 ■課税>当初課税 42. 納税通知書・納付書、納税通知書（口座）、郵便振込票、発送簿の作成ができること。（納税明細は削除）	8.2.2 当初納付書発行 8.3.1 更正申告受付登録 8.3.3 税額変更 8.3.4 証明書交付 ・納税通知書の出力	・異動処理>更正 54. 課税内容に変化が生じた場合（新規、廃車、課税区分変更、車両番号訂正）、税額変更通知書・納税通知書・減免通知書が即時発行できること。 ・バッチ処理>当初課税処理>当初納付書作成 102. 納税通知書（一般）、納税通知書（口座）、納付書（郵便払込用）を作成すること。		4.1 納税通知発行 101. 納税通知書（一般、口座）が作成できること。 103. 特定の車両について、納税通知書を不作成にできる。 105. 当初納税通知書に通告が出力できること。 ・当初課税>納税通知書再発行 108. 指定した複数の個人の納税通知書（一般、口座）を一括して作成することができること。 ・減免>減免車両の納税通知書 115. 減免対象車両については、当初納税通知書の一括作成処理から除外できること。または、他の納税通知書と分けて作成できること。	（黒字：必須） どの自治体でも共通して行う業務のため、必須機能と想定している。 （緑字：要検討） 納税通知書（当初・更正時）の出力条件を確認し定義を行う。	■確認事項 ①一括の際の納税通知書の出力条件について、各自治体でどのような運用があるか。	A市 B市 C市 D市 E市 F市 H市 I市 J市 K市	①認識相違なし	
80	4.1.2.	納付書発行 一定の出力条件を指定し、納付書を発行できること。 データで一括出力もできること。 【出力条件】 市外/市外 前年度減免	No.4.8	■課税>当初課税 42. 納税通知書・納付書、納税通知書（口座）、郵便振込票、発送簿の作成ができること。（納税明細は削除）	8.2.2 当初納付書発行 ・課税処理結果を元に、当初納付書を作成すること。	・異動処理>更正 54. 課税内容に変化が生じた場合（新規、廃車、課税区分変更、車両番号訂正）、税額変更通知書・納税通知書・減免通知書が即時発行できること。		4.1 納税通知発行 2. 一定の出力条件を指定し、納付書を発行できること。 データで一括出力もできること。	（黒字：必須） 多くの自治体でも共通して行う業務のため、必須機能と想定している。 （緑字：要検討） 納付書の出力条件を確認し定義を行う。	■確認事項 ①一括の際の納付書の出力条件について、各自治体でどのような運用があるか。	A市 B市 C市 D市 E市 F市 H市 I市 J市 K市	①認識相違なし	
4.2. 各種通知発行													
90	4.2.1.	減免決定通知書発行 減免申請者からの審査結果が許可となっている対象者に対し、減免決定通知書を発行できること。	No.4.8	■課税>減免（廃止） 69. 減免を承認した通知書が作成できること。	8.2.2 減免申告受付登録 ・減免継続の入力を行った者に対して減免決定通知書が出力できること。 ・（2）減免決定通知書の出力。	・異動処理>更正 54. 課税内容に変化が生じた場合（新規、廃車、課税区分変更、車両番号訂正）、税額変更通知書・納税通知書・減免通知書が即時発行できること。	■入力・更新・削除 25. 減免決定通知書の印刷ができること。 ※EUIC対応であっても保守業務内であれば可 ■帳票 27. 対象者を抽出し、複数の減免決定通知書を一括で印刷できること	4.2 各種通知発行 1. 減免申請者に対し、減免決定通知書を発行できること。	（黒字：必須） 多くの自治体で利用される帳票と認識しているため必須機能と想定している。		A市 B市 C市 D市 E市 F市 H市 I市 J市 K市	①認識相違なし	

【仕様書たたき台】標準仕様書（補助）_08_離自動車税（個別制）			測定地方団体_贈答要件					標準化候補検討		NT標準・修正方針への構成員回答				
機能名称	仕様書たたき台	業務フローとの対応	B市	C市	D市	E市	H市	I市	要件の考え方・機能	検討項目（論点集）	団体	修正方針への見解（選択式）	補足事項・疑義・意見照会等への回答記入欄	
4.2.2	減免不許可通知書発行 減免申請者のうち審査結果が不許可となっている対象者に対し、減免不許可通知書を発行できること。								4.2 各種通知発行 2. 減免申請者に対し、減免不許可通知書を発行できること。	(青字：オプション) 自治体の運用パターンによっては発行する機能が想定されない、または想定されるケースでも一般的に該当者が少なく個別作成でも十分対応可能と考えられるため、オプションとして定義を行うことを想定している。		A市 B市 C市 D市 E市 F市 H市 I市 J市 K市	①認識相違なし	
4.2.3	更正決定（税額変更）通知書発行 更正処理の結果税額が変更となったものに対し、更正決定（税額変更）通知書が発行できること。 また、更正決定に際し更正決議書を出力できること。	No.9.12	■課税>更正入力 59. 更正決議書、更正決定通知書が作成できること。	8.3.1 更正申告受付登録 ・ (1) 更正通知書の出力 ・ (2) 税額変更理由の通知の出力 8.2.4 証明書交付 ・ 税額変更が発生した場合に、証明書（税額変更通知書）を出力する。 ・ (1) 更正通知書の出力 ・ (2) 税額変更理由の通知の出力	・ 異動処理>更正 54. 課税内容に変化が生じた場合（新規、巻戻、課税区分変更、車両番号訂正）、税額変更通知書・納税通知書・減免通知書が即時発行できること。	■課税 55. 課税取消通知書・更正決定連絡票：システムで対象車両を検索し印刷できること		4.2 各種通知発行 3. 更正処理の結果税額が変更となったものに対し、税額決定（変更）通知書が発行できること。	(黒字：必須) どの自治体でも共通して行う業務のため、必須機能と想定している。 (緑字：要検討) 決議書の運用を確認し定義を行う。	■確認事項 ①更正決議書の運用について、以下のうちのパターンで実施しているか。 a) 対象者分の決議書を出力 b) 明い1枚と更正対象者リストを出力 c) 上記以外	A市 B市 C市 D市 E市 F市 H市 I市 J市 K市	①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし ②補足事項・疑義あり ①認識相違なし ①認識相違なし	更正決定連絡票が何を指しているのか不明。収納側に渡す更正決定者の一覧表のことを指しているのか。	
4.2.4	課税物件異動通知発行 他市町村登録車両の廃車受付を行い、課税物件異動通知を発行できること。	No.1.6	■統計・通知>他市町村への通知 76. 他市町村登録車両の廃車を受け付けた後に、他市町村に通知する通知書を作成できること。	8.1.3 廃車登録 ・ 課税物件異動通知の出力 8.1.5 証明書交付 ・ 課税物件異動通知の出力	・ 照会・発行>通知書発行 73. 他市町村での廃車手続きをせずに当市で登録をした原動機付自転車、小型特殊自動車について、課税物件の異動通知書を作成できること。通知市区町村、前市町村での車両番号、所有者氏名・住所を入力できること。	■課税 60. 課税物件異動通知書：オンライン操作で対象車両を特定し印刷できること 61. 相手先市町村の通知先情報を入力し印刷できること	4.2 各種通知発行 4. 他自治体の標準番号を管理（登録）し、課税物件異動通知を発行できること。	(黒字：必須) どの自治体でも共通して行う業務のため、必須機能と想定している。 (緑字：要検討) 他自治体の廃車受付における管理項目は必要十分か確認を行う。	■確認事項 ①他自治体の廃車受付における管理項目は要件に記載しているもので過不足ないか。	A市 B市 C市 D市 E市 F市 H市 I市 J市 K市	①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし ②補足事項・疑義あり ①認識相違なし ①認識相違なし	現状当市では自市標準を交付せずに他市標準の廃車のみという手続きは受け付けていないが、仮に受け付ける場合に、異動事由を「廃棄」とし、車両の情報や納税義務者の名前や住所、旧課税自治体の現名が印字された課税物件異動通知を発行することはできるのか。		
4.2.5	他自治体の廃車申請内容を管理（登録・修正・削除）できること。 【管理対象項目】 車種・排気量 他自治体登録 他自治体の車両番号（標準番号）				・ 照会・発行>通知書発行 76. 他市町村での廃車手続きをせずに当市で登録をした原動機付自転車、小型特殊自動車について、課税物件の異動通知書を作成できること。通知市区町村、前市町村での車両番号、所有者氏名・住所を入力できること。			(黒字：必須) どの自治体でも共通して行う業務のため、必須機能と想定している。 (緑字：要検討) 他自治体の廃車受付における管理項目は必要十分か確認を行う。	■確認事項 ①他自治体の廃車受付における管理項目は要件に記載しているもので過不足ないか。	A市 B市 C市 D市 E市 F市 H市 I市 J市 K市	①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし			
4.2.6	課税物件異動通知発行と同時に、標準交付証明書及び廃車申告書発行できること。	No.1.7				■課税 56. 標準交付証明書：車両を登録する手順の一連で自動的に印刷されること ※登録完了後に改めて検索できれば、画面操作で発行指定でも可	・ 車両管理>異動（新規登録） 7. 交付等の資料の取、一連の流れで標準交付証明書が発行できること。	4.2 各種通知発行 5. 課税物件異動通知発行と同時に、標準交付証明書を発行できること。	(黒字：必須) 業務手順を踏まえると必要性の高い機能と思われるため、必須と想定している。	■確認事項 ①各種手続き通知の送付対象者について、他にどのような抽出条件が想定されるか。	A市 B市 C市 D市 E市 F市 H市 I市 J市 K市	①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし ②補足事項・疑義あり ①認識相違なし	4.3.2の見解と同じで、譲渡証明書は廃車申告書と一体の様式を前提とする方向で良いと考える。	
4.2.7	各種手続き通知書発行（名義変更・抹消に関するお知らせ、転出者、定置場変更等、放置バイク通知） 以下の条件で異動のあった対象者を抽出しリスト出力できること。 【抽出条件】 期間 転出者 死亡者 市登録分/陸運局分/全性	No.2.2 No.2.7	■統計・通知>転出・死亡者抽出 75. 基準日時点で車両を保有している所有者、使用者で登記上の転出、死亡者、消除者が抽出できること。 76. 抽出した対象に、異動を促す通知が作成できること。また、通知を作成した対象一覧が作成できること。 77. 書について、形態及び通知文等の指示、状況に応じた通知文選択が可能であること。	8.4.3 通知書発行 ・ 各種通知書（転出、死亡など）を出力する。 ・ 登録変更通知書の出力 ・ 死亡分、市役所受付車両分、軽自動車分及び陸運局分のみ各種ごとに決められた様式での通知文書出力できること。	・ 転出・死亡者抽出 123. 期間を指定して、その期間内の転出者、死亡者について抽出できること。 124. 抽出した対象に対し変更依頼のほがき及び送付一覧が作成できること。 また、一覧はデータでも出力できること。		4.2 各種通知発行 6. 期間等の条件で対象者を抽出し、死亡、転出、市内転居等に依る、各種手続き通知書（名義変更・抹消に関するお知らせ、転出者、定置場変更、放置バイク通知等）を発行できること。 なお、市登録分・陸運局分・全性を選択し、抽出出力が可能であること。	(黒字：必須) 異動情報の提供は一般的な業務要件のため、必須機能と想定している。 (緑字：要検討) 対象者抽出に必要な条件について確認を行う。	■確認事項 ①各種手続き通知の送付対象者について、他にどのような抽出条件が想定されるか。	A市 B市 C市 D市 E市 F市 H市 I市 J市 K市	①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし			

仕様書たたき台			適定地方団体_機軸要件					標準化機軸検討		NT標準・修正方針への機軸員回答			
機軸名称	仕様書たたき台	業務フローとの対応	B市	C市	D市	E市	H市	I市	要件の考え方・機軸	検討項目（論点集）	団体	修正方針への見解（選択式）	補足事項・疑義・意見照会等への回答記入欄
60	4.2.8.		<p>抽出した対象者について一括または個別に、各種手続き通知書（名義変更・抹消に関するお知らせ、死亡者通知、転出者通知、定置場変更通知、放置バイク通知）を発行できること。</p> <p>【各種手続き通知書】 名義変更・抹消に関するお知らせ 死亡者通知 転出者通知 定置場変更通知 放置バイク通知</p>	No.2_3 No.2_10	<p>■統計・通知>転出・死亡者抽出 75. 基準日時点で車両を保有している所有者、使用者で登記上の転出、死亡者、消滅者が抽出できること。 76. 抽出した対象に、異動を促す通知が作成できること。また、通知を作成した対象一覧が作成できること。 77. 書について、形態及び通知文等の指示、状況に応じた通知文選択が可能であること。</p>	<p>8.4.3 通知書発行 ・各種通知書（転出、死亡など）を出力する。 ・登録変更通知書の出力。 ・死亡者、転出分、市役所受付車両分、軽自動車分及び陸運局等分の4種類ごとに決められた形式での通知文書を出力できること。</p>			<p>・転出・死亡者抽出 123. 期間を指定して、その期間内の転出者、死亡者について抽出できること。 124. 抽出した対象に対し変更依頼のしがき及び送付一覧が作成できること。 また、一覧はデータでも出力できること。</p> <p>4.2 各種通知書発行 6. 期間等の条件で対象者を抽出し、死亡、転出、市内転居等による、各種手続き通知書（名義変更・抹消に関するお知らせ、転出者、定置場変更、放置バイク通知等）を発行できること。 なお、市登録分・陸運局分・全件を選択し、抽出/出力が可能であること。</p>	<p>（黒字：要検討） 現在記載しているものは、ある程度基幹システムから出力を行う必要性が高い機軸と考えられているが、各種手続き通知書について他に想定される機軸があれば追加検討を行う。</p> <p>■検討事項 ①定義されている機軸以外に基幹システムからの出力が望ましい通知はあるか。</p>	A市 B市 C市 D市 E市 F市 H市 I市 J市 K市	①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし ③その他 ①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし	意見照会事項（1）への回答 良い 削除してかまわないと考える。 定置場変更通知については削除の方針で問題ない。 意見照会事項（1）についても、記載の通りで良いと考える。
4.3. 証明書発行													
70	4.3.1.	標準交付証明書発行	標準交付証明書（試乗車含む）を発行できること。	No.1_5 No.1_17 No.1_32	<p>■照会 40. 車両照会画面から容易に標準交付証明書、納税通知書、廃車証明書、廃車申告受付書（強制保険用）、継続検査用納税証明書の機軸が発行できること。</p> <p>■証明書 80. 標準交付証明書を発行できること。また、再発行できること。 86. オンラインで、異動後すぐに証明書の発行ができること。 再発行ができること。</p>	<p>8.1.1 新規車両登録 8.1.2 車両変更登録 8.1.5 証明書交付 ・標準交付証明書の出力 ・新規登録に伴う証明書（標準交付証明書、廃車申告受付書）を出力する。</p>	<p>■機軸 57. 標準交付証明書：オンライン操作で対象車両を特定し、随時印刷できること。</p>	<p>・車両管理>異動（新規登録） 7. 原付等の登録の際、一連の流れで標準交付証明書が発行できること。 2. 機軸番号はアルファベットを使用できること。 3. 試乗車用の証明書発行ができること。</p> <p>・車両管理>異動（名義変更） 22. 原付等の名義変更の際、一連の流れで廃車申告受付書と標準交付証明書が発行できること。 23. 原付等の名義変更の際に発行する廃車申告受付書について、再登録用部分を出力しないようにもできること。 24. 軽自動車申告（報告）書兼標準交付申請書が作成できること。</p> <p>・車両管理>異動（標準変更） 30. 原付等の標準変更の際、一連の流れで廃車申告受付書と標準交付証明書が発行できること。</p> <p>・車両管理>異動（車台変更） 37. 原付等の車台変更の際、一連の流れで標準交付証明書、廃車申告受付書（再登録用・自賠責保険用）が発行できること。</p>	<p>4.4 証明書発行 1. 即時に標準交付証明書の発行ができること。また、再発行も可能であること。 2. 機軸番号はアルファベットを使用できること。 3. 試乗車用の証明書発行ができること。</p>	<p>（黒字：必須） どの自治体でも共通して発行される証明のため、必須機能と想定している。</p>	A市 B市 C市 D市 E市 F市 H市 I市 J市 K市	①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし	
80	4.3.2.	廃車申告受付書発行	廃車申告受付書の発行ができること。	No.1_7_24	<p>■照会 40. 車両照会画面から容易に標準交付証明書、納税通知書、廃車証明書、廃車申告受付書（強制保険用）、継続検査用納税証明書の機軸が発行できること。</p> <p>■証明書 81. 廃車申告受付書が発行できること。また、再発行できること。 82. 原動機付自転車廃車済書、原動機付自転車廃車証明書の発行有無および発行日が管理できること。 86. オンラインで、異動後すぐに証明書の発行ができること。 再発行ができること。</p>	<p>8.1.3 廃車登録 8.1.5 証明書交付 ・新規登録に伴う証明書（標準交付証明書、廃車申告受付書）を出力する。</p>	<p>・車両管理>異動（廃車） 13. 原付等の廃車の際、一連の流れで廃車申告受付書（再登録用、自賠責保険用）が発行できること。 5. 他市町村向けの証明、自賠責保険用の証明の2種類を一連で出力できること。</p> <p>・車両管理>異動（名義変更） 22. 原付等の名義変更の際、一連の流れで廃車申告受付書と標準交付証明書が発行できること。</p> <p>・車両管理>異動（標準変更） 30. 原付等の標準変更の際、一連の流れで廃車申告受付書と標準交付証明書が発行できること。 31. 原付等の標準変更の際に発行する廃車申告受付書について、再登録用部分を出力しないようにもできること。</p> <p>・車両管理>異動（車台変更） 37. 原付等の車台変更の際、一連の流れで標準交付証明書、廃車申告受付書（再登録用・自賠責保険用）が発行できること。</p> <p>・車両管理>他市廃車 74. 原付等の他市車両の受付をした際に、廃車申告受付書（自賠責実装用・再登録用）が出力できること。</p>	<p>4.4 証明書発行 4. 即時に廃車申告受付書の発行ができること。 5. 他市町村向けの証明、自賠責保険用の証明の2種類を一連で出力できること。</p>	<p>（黒字：必須） どの自治体でも共通して発行される証明のため、必須機能と想定している。 （※譲渡機などの項目については機軸要件側で定義を行う予定）</p>	A市 B市 C市 D市 E市 F市 H市 I市 J市 K市	①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし ③その他 ①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし	意見照会事項（1）への回答 良い 当市の現状の様式では、譲渡用でない廃車申告受付書に記載される事項は機軸番号、車台番号、申告者氏名、受付日、のみであり、記載情報の補正として、納税義務者の住所や排気量の記載された機軸送納納税証明書と一緒に交付していることがわかった。 機軸側で譲渡するものかと思うが、廃車申告受付書の記載内容に不足が無いようにする必要はある。 上記が問題ないという前提で、譲渡証明書を廃車申告受付書と一体の様式にするには問題ないと考える。	
90	4.3.3.	廃車証明書発行	廃車証明書の発行ができること。		<p>■照会 40. 車両照会画面から容易に標準交付証明書、納税通知書、廃車証明書、廃車申告受付書（強制保険用）、継続検査用納税証明書の機軸が発行できること。</p>				<p>（黒字：必須） どの自治体でも共通して発行される証明のため、必須機能と想定している。</p>		A市 B市 C市 D市 E市 F市 H市 I市 J市 K市	①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし ③その他 ①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし	廃車申告受付書の内容に不足が無いのであれば必要ない。
00	4.3.4.	納税証明書発行（車検用）	以下の条件で対象者を抽出し一括または個別に納税証明書の発行ができること。 【出力条件】 一括納付 口座 コンビニ納付 クレジット納付 マルチペイメントネットワーク（ペイジー）納付 ※収納システム側での実現を可とする		<p>■照会 40. 車両照会画面から容易に標準交付証明書、納税通知書、廃車証明書、廃車申告受付書（強制保険用）、継続検査用納税証明書の機軸が発行できること。</p> <p>■証明書 83. 継続審査用の納税証明書を発行できること。また、前期以前の納付状況によりエラーメッセージが表示されること。直前に納付した場合、領収日を入力して発行できること。 86. オンラインで、異動後すぐに証明書の発行ができること。 再発行ができること。</p>	<p>■機軸 53. オンライン操作で車検用納税証明書が印刷できること。 ※軽自動車税システム以外からの発行でも可</p>	<p>・減価>減価納税証明書作成 122. 当年度の減価対象車両の納税義務者に対して、納税証明書（継続検査用）が作成できること。</p>	<p>（黒字：必須） 納税証明書は基本的に収納側の範囲となるが、車検用納税証明書に関しては収納側の運用が考えられるため、軽自動車と協議を行う。</p> <p>（黒字：要検討） 一括出力機能は納税義務者に車検用納税証明書を送付することを想定したものであるが、自治体によって収納チャンネルの有無・送付有無の差異があると考えられる。 オプションとする範囲について検討を行う。</p>	<p>■検討事項 ①車検用納税証明書の一括出力機能について、自治体によって収納チャンネルの有無・送付有無の差異があると考えられるが、オプション範囲は以下の想定で問題ないか。 - コンビニ納付 - クレジット納付 - マルチペイメントネットワーク（ペイジー）納付</p>	A市 B市 C市 D市 E市 F市 H市 I市 J市 K市	①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし	意見照会事項（1）への回答 問題ない。 （1）問題なし ②補足事項・疑義あり 当市では認定情報ではなく、その場で車検証を元に車両情報を登録して、収納側で納税証明書を発行してもらっている。車両情報が未登録という場合は、基本的に今年度課税はされおらず、車検証を元に車両情報を登録するも翌年度課税に向けたものなので、今年度の課税データも認定データも発生しない。認定データを作成して、発行するのというのどのような運用を想定しているのか？ 意見照会事項（1）についても、記載の通りで良いと考える。	

仕様書たたき台			測定地方区分_機能要件					標準化機能検討		NT標準・修正方針への構成員回答				
機能名称	仕様書たたき台	業務フローとの対応	B市	C市	D市	E市	H市	I市	要件の考え方・機能	検討項目（論点集）	団体	修正方針への見解（選択式）	補足事項・疑義・意見照会等への回答記入欄	
10	4.4. 発行管理													
	4.4.1. 通知書・証明書発行リスト作成	一括作成を行った通知書及び証明書について、発行者リストを作成できること。	■課税>当初課税 42. 納税通知書・納付書、納税通知書（口座）、郵便振込票、発送簿の作成ができること。（納税明細は削除）						4.1. 納税通知書発行 1. 一定の出力条件を指定し、納税通知書（兼納付書兼継続検査用納税証明書）（当初、更正、再発行）を発行できること。 当初分については、納税通知書（兼納付書兼納税証明書）発行リストとしてデータで一括出力もできること。	（黒字：必須） 引き抜き等の作業が必要と考えられるため必須と想定している。	A市 B市 C市 D市 E市 F市 H市 I市 J市 K市	①認識相違なし		
20	4.4.2. 通知書再発行	納税通知書及び各種通知の再発行ができること。	■課税>当初課税（返戻・再発行） 52. 納税通知書・納付書の再発行ができること。					・車両管理>異動通知 72. 他市の車両を廃車した際に課税物件異動通知書が作成できること。再発行もできること。 ・当初課税>納税通知書再発行 109. 納税通知書（一般、口座）の再発行ができること。	4.3. 通知書再発行 1. 各通知の再発行ができること。 （納税通知書再発行時に、当初・更正区分や発行日の指定ができること。）	（黒字：必須） どの自治体でも共通して必要な機能であるため必須と想定している。	A市 B市 C市 D市 E市 F市 H市 I市 J市 K市	①認識相違なし		
30	4.4.3. 納税通知書再発行時に、当初・更正区分や発行日の指定ができること。また、過年度分の再発行ができること。	No.5.2	■課税>当初課税 44. 現年度分のみならず過年度分の出力も可能とする。こと。 ■課税>当初課税（返戻・再発行） 52. 納税通知書・納付書の再発行ができること。					・当初課税>納税通知書再発行 109. 納税通知書（一般、口座）の再発行ができること。	4.3. 通知書再発行 1. 各通知の再発行ができること。 （納税通知書再発行時に、当初・更正区分や発行日の指定ができること。）	（黒字：必須） どの自治体でも共通して必要な機能であるため必須と想定している。	■検討事項 ①要件に記載の条件以外に再発行時で指定するものはあるか。	A市 B市 C市 D市 E市 F市 H市 I市 J市 K市	①認識相違なし ②補足事項・疑義あり 意見照会事項（1）への回答 良い。 ③その他 現状、当市の口座振替対象者への納税通知書（はがき）1通につき5台まで、通知書番号、車両番号、車種、税額が印字されるようになっているが、6台以上所有している場合に2通が連続して印刷されるという認識でよろしいか。 それとも、2台以上所有している場合は、納税通知書に印字できる台数分まとめて1通に印刷するようにする、という旨か。 上記どちらも必要な機能と認識している。	
40	4.4.4. 証明書再発行	証明書の再発行ができること。	■証明書 80. 標識交付証明書を発行できること。また、再発行できること。 81. 廃車申告受付書を発行できること。また、再発行できること。 86. オンラインで、異動後すぐに証明書の発行ができること。 再発行ができること。	8.4.2. 再交付 ・納税業務者からの再交付申請を受け、証明書を出力する。				・車両管理>証明書等の再発行 58. 標識交付証明書、廃車申告受付書（再登録用、自賠責保険用）、納税通知書（随時）の再発行ができること。	4.4. 証明書再発行 6. 証明書の再発行ができること。	（黒字：必須） どの自治体でも共通して必要な機能であるため必須と想定している。	A市 B市 C市 D市 E市 F市 H市 I市 J市 K市	①認識相違なし		
50	4.4.5. 通知書編集	通知書の項目について、発行時に任意に編集できること。 【対象項目】 氏名 住所 日付 税額（編集不可項目）							（緑字：要検討） 証明書の編集に対応して追加を行ったが、当該機能の要件について確認を行う。 ※原則台帳情報の修正を行って発行することが望ましいと考えている。 （橙字：要検討不可） 当該機能を要件化する場合は、税額部分は任意に変更できないよう定義を行う必要があると想定している。	■検討事項 ①通知書の編集機能の可否 ②編集可能な項目として妥当な範囲は要件記載のもので問題ないか。	A市 B市 C市 D市 E市 F市 H市 I市 J市 K市	①認識相違なし ②補足事項・疑義あり 通知書本文等の事前照会後のたたき台が反映されていない。		
60	4.4.6. 証明書編集	証明書の項目について、発行時に任意に編集できること。 また、アスタリスク表示等の形式で非表示とできること。 【対象項目】 氏名 住所 日付 税額（編集不可項目）							（緑字：要検討） 証明書の編集を行う必要がある項目について確認を行う。 ※原則台帳情報の修正を行って発行することが望ましいと考えている。 （橙字：要検討不可） 税額部分は任意に変更できないよう定義を行う必要があると想定している。	■検討事項 ①編集可能な項目として妥当な範囲は要件記載のもので問題ないか。	A市 B市 C市 D市 E市 F市 H市 I市 J市 K市	①認識相違なし ②補足事項・疑義あり 補足事項・疑義 「納付年月日」を編集できる項目として追加する。 意見照会事項（1）への回答 良い。		
70	4.4.7. 証明書発行制御	以下の条件により、各種証明書発行時に発行禁止・警告メッセージ表示の設定ができること。 【制御条件】 車種 売却済 取次指図書対象車 買取指図書対象車	■証明書 83. 継続検査用の納税証明書を発行できること。また、前期以前の納付状況によりエラーメッセージは表示されること。直前に納付した場合、領収日を入力して発行できること。 85. 車種毎に納税証明書、廃車証明書、標識交付証明書の発行可否を画面から容易に設定できること。	8.1.5. 証明書交付 ・特定のケースではブランク発行機能により証明書の内容を編集する。				・照会・発行>証明書 78. 「納税証明書（継続検査用）」を発行する際には、過去の納付状況をチェックして未納状態を警告できること。納付状況のチェックは、パラメータにより過去何年度まで遡るか指定できること。 80. 車種ごとの納税証明書の発行可否を事前に設定でき、軽二輪車については、トレーラーは発行し、125～250ccの二輪車については発行しないので、これらの区分もできること。	4.4. 証明書発行 7. 証明発行禁止・禁止解除の設定ができること。また、その事由を登録できること。 証明書発行時に一定の条件により、警告メッセージを表示できること。	（黒字：必須） 本来発行してはいけない対象者に証明書が発行されることを防ぐうえで重要な高い機能のため、必須と想定している。 （緑字：要検討） 自治体ごとに発行禁止または警告の対象が異なるため、制御条件の整理を行う。	■検討事項 ①制御条件として要件記載以外に必要なものが想定されるか。	A市 B市 C市 D市 E市 F市 H市 I市 J市 K市	①認識相違なし	

【仕様書たたき台】標準仕様書(機能)_08_離島自治体(離島制)			選定地方団体_機能要件					標準化候補検討		NT標準・修正方針への構成員回答					
機能名称	仕様書たたき台	業務フローとの対応	B市	C市	D市	E市	F市	G市	H市	I市	要件の考え方・機能	検討項目(論点)	団体	修正方針への見解(選択式)	補足事項・疑義・意見照会等への回答記入欄
80	4.4.8. 発行履歴管理	各通知書および証明書の発行履歴を管理できること。 【履歴情報の項目】 発行対象情報 発行日 期次 発行先 通知または証明内容			・異動処理>更正>履歴管理 56. 発行履歴管理として、発行帳票名、対象者、期次、発行者などのデータは発行時に自動的に保存ができること。			・重画管理>異動通知 73. 課税物件異動通知書を発行したものの履歴が確認できること。 または、一覧がデータで出力できること。 ・当初課課>納税通知書再発行 109. 納税通知書の再発行の履歴が分かること。			(黒字：必須) 発行履歴の管理は業務の検証を行う上で必要なため、必須と想定している。 (緑字：要検討) 定義にある項目以外に必要な情報は入力確認を行う。	■確認事項 ①要件に記載のもの以外に履歴情報として保持すべきものは想定されるか。	A市 B市 C市 D市 E市 F市 H市 I市 J市 K市	①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし	
5. 課税・公示															
5.1. 課税・公示処理															
90	5.1.1. 返戻者情報管理	通知書等の返戻者情報の管理(登録、修正、削除)ができること。 返戻者情報の一括登録もできること。 【管理対象項目】 返戻記録(返戻結果) 課税日 課税日	No.9_1		その他(納税通知書返戻管理) ・調査記録の登録・修正機能 ・納税通知書返戻後の調査記録や調査員名などを入力できる。			・当初課課>返戻分の管理 110. 返戻分について年度別に管理し課税台帳画面から確認あるいは遷移機能があること。	5.1. 返戻・公示 1. 通知書等の返戻者情報(調査状況・結果、決裁日等)の管理(登録、修正、削除)ができること。 返戻者情報の一括登録もできること。		(黒字：必須) 基本的にはどの自治体でも共通して実施している業務のため、必須機能と想定している。 (緑字：要検討) 管理対象項目について不足はないか確認を行う	■確認事項 ①管理を行う返戻者情報として要件に記載の項目で過不足はないか。	A市 B市 C市 D市 E市 F市 H市 I市 J市 K市	①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし	
00	5.1.2. 返戻処理	調査結果に基づき、一括または個別で以下の返戻処理ができること。 【返戻処理】 公示送達日登録 指定納税期次(納期変更) 課税情報 送付先変更	No.9_3 No.9_5	■課税>当初課税(返戻・再発行) 51. 返戻分の納期変更ができること。	その他(納税通知書返戻管理) ・公示日の登録機能 ・公示日登録ができる。 ・納期延長がかけられること。		■構築 70. 公示送達する対象に、一括で公示送達日を指定できること ※他のシステムからの出力でも可 71. 公示送達日に連動し、自動で対象の納期が必要されること ※他のシステムからの出力でも可	5.1. 返戻・公示 2. 調査結果に基づき、各種返戻処理(公示送達、指定納期設定、課税保留、送付先変更等)ができること。		(黒字：必須) 基本的にはどの自治体でも共通して実施している業務のため、必須機能と想定している。 (緑字：要検討) 返戻処理の種類について、要件記載以外に想定されるものがあるか確認を行う	■確認事項 ①返戻処理のパターンについて、記載のもので過不足はないか。	A市 B市 C市 D市 E市 F市 H市 I市 J市 K市	①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし ①認識相違なし		
	5.1.3. 公示送達対象者抽出	返戻処理の種類別に対象者を抽出し、リストを出力できること。	No.9_6		その他(納税通知書返戻管理) ・公示対象者一覧データが出力できること。		■構築 69. 公示文書と公示送達対象の一覧が印刷できること ※他のシステムからの出力でも可	5.1. 返戻・公示 3. 公示送達対象者の一覧をリスト等で抽出できること。		(緑字：要検討) リスト作成を行う対象は、自治体要件では公示送達のみであるが、その他の対象者については定義不変かどうか確認を行う。	■確認事項 ・公示送達と指定納期設定の対象者のリスト出力の要件として記載を行っているが、修正案の通りたたき台の定義を行う方針で良いか。	B市 C市 D市 E市 F市 H市 I市 J市 K市	①問題なし ①問題なし ①問題なし ①問題なし ①問題なし ②認識相違あり ①問題なし ①問題なし	通知書番号も必要である。	
	5.1.4. 公示送達処理	公示送達日に連動し、自動で対象者の納期が変更されること。					■構築 70. 公示送達する対象に、一括で公示送達日を指定できること ※他のシステムからの出力でも可 71. 公示送達日に連動し、自動で対象の納期が変更されること ※他のシステムからの出力でも可	・当初課課>公示送達の管理 111. 公示送達について年度別に管理し課税台帳画面から確認あるいは遷移機能があること。	5.1. 返戻・公示 4. 調査の結果、宛先不明のものについて公示送達の処理ができること。 公示送達の調査経過を管理(登録、修正、削除)できること。 5. 公示送達文書を作成できること。	(黒字：必須) 公示の観点の観点として必要な機能と想定している。	■確認事項 ・納期を個別に設定変更する運用は想定されないという認識で良いか記載意図を確認したい。(K市)	B市 C市 D市 E市 F市 H市 I市 J市 K市	①問題なし ①問題なし ①問題なし ①問題なし ①問題なし ②認識相違あり ①問題なし ①問題なし	公示送達日に連動し納期が切り替わるとは、各自治体ごとに公示送達を行う時期が異なっていた場合でも、それぞれその月末の営業日が納期として設定されるという認識で相違ないか。また、公示送達のタイミングが、納期前の10日前より遅りになってしまった場合に、翌月を納期に指定したい場合、手動で設定することは可能か。	
	5.1.5.	公示送達対象者の調査経過を管理(登録、修正、削除)できること。						・当初課課>公示送達の管理 111. 公示送達について年度別に管理し課税台帳画面から確認あるいは遷移機能があること。	5.1. 返戻・公示 4. 調査の結果、宛先不明のものについて公示送達の処理ができること。 公示送達の調査経過を管理(登録、修正、削除)できること。 5. 公示送達文書を作成できること。	(緑字：要検討) 自治体要件とされているケースが少ないが、公示対象者の調査経過管理は一般的な業務要件として必要という認識で相違ないか検討を行う。	■確認事項 ・公示送達対象者のみを5.1.0. 返戻者情報とは別途で管理する必要性がないようであれば、当該要件は削除して問題ないか。	B市 C市 D市 E市 F市 H市 I市 J市 K市	①問題なし ①問題なし ①問題なし ①問題なし ①問題なし ①問題なし ①問題なし ①問題なし		
	5.1.6.	公示送達文書を一括で作成できること。	No.9_6						5.1. 返戻・公示 4. 調査の結果、宛先不明のものについて公示送達の処理ができること。 公示送達の調査経過を管理(登録、修正、削除)できること。 5. 公示送達文書を作成できること。	(青字：オプション) 基幹システムから出力している自治体は限定されると考えられるため、オプションと想定している。	■確認事項 ・当該機能についてオプションとして定義を行う方針で良いか。	B市 C市 D市 E市 F市 H市 I市 J市 K市	①問題なし ②認識相違あり ①問題なし ②認識相違あり ①問題なし ①問題なし	調査の記録をシステム管理する仕様となっているため、「調査書兼問い合わせ」の発行も、公示送達文書の作成と同様に標準仕様としてできるようにすべきだと考える。	
													B市 C市 D市 E市 F市 H市 I市 J市 K市	①問題なし ②認識相違あり ①問題なし ②認識相違あり ①問題なし ①問題なし	単種ごとの件数、税額、税率の記載のある総括表も必要である。

仕様書たたき台			測定地方団体_機能要件					標準化機能検討		WT標準・修正方針への構成員回答					
機能名称	仕様書たたき台	業務フローとの対応	B市	C市	D市	E市	H市	I市	要件の考え方・機能	検討項目（論点集）	団体	修正方針への見解（選択式）	補足事項・疑義・意見照会等への回答記入欄		
6. 照会															
6.1. 物件照会															
6.1.1.	物件照会への回答（回答書作成）	他自治体、警察等からの物件照会に対して、必要な情報を出力した回答書が作成できること。	No.6.2		8.5.1 物件照会 ・他市町村からの照会を受け、回答文書に必要な情報を出力する。	-オンライン処理>共通>検索 3.「車台番号」で検索する場合は、一部文字で検索できること。曖昧検索にも対応でき、逐層照会など警察からの問合せにも協力できること。			・照会・管理>他市照会等 96.他市町村からの廃車申告の受付の照会、放棄等の照会を受けた車両を抽出するためのフラグ機能等があること。	6.1 物件照会への回答 1.他自治体、警察（公安委員会）等からの物件照会に対して、必要な情報を出力した回答書が作成できること。 2.回答書は、他自治体、警察（公安委員会）等からの照会番号の照会に作成できること。 3.他自治体、警察等への回答については照会のあったものみに回答できるよう表示項目を選択できること（空欄出力も可）。	(黒字：必須) 物件照会を受けた場合は、どの自治体でも回答書作成を行うため、必須機能と想定している。	B市 C市 D市 E市 F市 H市 I市 J市 K市	①問題なし ①問題なし ①問題なし ①問題なし ①問題なし ①問題なし		
6.1.2.		他自治体、警察等への回答については照会のあったものみに回答できるよう表示項目を選択できること（空欄出力も可）。	No.6.2							6.1 物件照会への回答 3.他自治体、警察等への回答については照会のあったものみに回答できるよう表示項目を選択できること（空欄出力も可）。	(黒字：必須) 実施自治体が少ないと見受けられるが、将来的には照会項目以外の情報を回答することを望ましくないと考えられるため、実装必須と想定している。	■確認事項 ①実装当該要件の事務を行っている自治体は多くないと想定しているが、機能として実装されても利用される見込みがあるか。	B市 C市 D市 E市 F市 H市 I市 J市 K市	①問題なし ①問題なし ①問題なし ①問題なし ①問題なし ①問題なし ①問題なし	全ての案件を網羅することは難しいと思うが、ある程度はパターン化できると思うので、仕様が無いパターンについては個別に作成して対応するのでも可かもしれない。
6.1.3.	物件照会（調査票作成）	陸運支局、軽自動車検査協会、他自治体に対して、物件調査票の作成が行えること。	No.6.4		8.3.1 更正申告受付登録 8.3.3 税額変更 ・登録機関の回答書の出力				6.2 物件照会 1.陸運支局、軽自動車検査協会、他自治体等に対して、必要な情報を出力した物件調査票の作成が行えること。	(黒字：必須) 物件照会の調査票は、どの自治体でも作成を行うため、必須機能と想定している。 ただし、基幹システムから出力せずに個別作成を行う自治体も多いと認識しているため、要件化の要件については認識を確認したい。	■確認事項 ①物件調査票をシステム出力することについて、業務改善効果が期待できるか。	B市 C市 D市 E市 F市 H市 I市 J市 K市	①問題なし ①問題なし ①問題なし ①問題なし ①問題なし ①問題なし ①問題なし	全ての案件を網羅することは難しいと思うが、ある程度はパターン化できると思うので、仕様が無いパターンについては個別に作成して対応するのでも可かもしれない。	
6.2. 収納状況照会															
6.2.1.	収納状況照会	収納状況を確認できること。							・照会・管理>収納情報 89.課税台帳画面から最低過去7年度分の収納情報（収納額、延滞金、納付日等）の確認あるいは遷移機能があること。 90.照会時点での、未納分に対する延滞金が確認できること。	1.1.車両情報管理 20.収納状況を確認できること（廃車登録、照会等の際）。	(黒字：必須) どの自治体でも確認処理を実施するため必須機能と想定している。 ただし、基幹システムから出力せずに個別作成を行う自治体も多いと認識しているため、要件化の要件については認識を確認したい。	■確認事項 ①物件調査票をシステム出力することについて、業務改善効果が期待できるか。	B市 C市 D市 E市 F市 H市 I市 J市 K市	①問題なし ①問題なし ①問題なし ①問題なし ①問題なし ①問題なし ①問題なし	
7. 測定・統計															
7.1. 測定処理															
7.1.1.	測定処理	当初戻理処理及び更正処理に係る測定処理を一括で行うことができること。	No.3.4 No.3.17							7.1.測定処理 1.当初戻理処理及び更正処理に係る測定処理を一括で行うことができること。	(黒字：必須) どの自治体でも測定処理を実施するため必須機能と想定している。		B市 C市 D市 E市 F市 H市 I市 J市 K市	①問題なし ①問題なし ①問題なし ①問題なし ①問題なし ①問題なし	
7.1.2.	測定表作成	年度または対象月を指定して以下の測定資料を作成できること。 【測定資料】 測定表 測定減表	No.3.5 No.3.18	■統計・通知>測定 71.基準日時点の測定額、課税台数、減免台数、減免未申告台数、非課税台数、課税保留台数を集計し測定表を単種毎に作成できること。	8.2.3 測定表作成 71.基準日時点の測定額、課税台数、減免台数、減免未申告台数、非課税台数、課税保留台数を集計し測定表を単種毎に作成できること。 8.3.5 測定表作成 ・更正結果をもとに、測定表を出力する。	・バッチ処理>当初戻理>測定表作成 104.指定された年度の測定表を作成すること。 ・バッチ処理>随時処理>測定表(増減項目)作成 122.指定された年度で測定表を作成すること。(増減項目有) 124.月単位の測定内容、車両台数に関する資料を出力できること。			7.1.測定処理 2.測定表(現年度分、過年度分)を作成できること。	(緑字：要検討) 測定表の作成条件として、一般的なものが網羅できるように機能要件の定義を行う。	■統計事項 ①基本的な測定資料としては左記のものも過不足ないか。	B市 C市 D市 E市 F市 H市 I市 J市 K市	②認識相違あり ④その他 ②認識相違あり ①問題なし ①問題なし	【指定条件】の「年度(現年度/過年度)に年度指定(測定年度：○○年度/課税年度：●●年度)ができることも含まれているか。 7.1.3で作成するもので可かわない。要件から削除して問題ない、歳出運行、滞納繰越については収納管理システムで抽出できれば良いのではないかと思われる。 7.1.3で作成するもので可かわない。要件から削除して問題ない、歳出運行、滞納繰越についても、過年度の測定額であるため、当市では課税側で測定結果している。そのため、軽自動車税システムでの抽出が望ましいが、課税側で収納システムを使用して7.1.3の様な項目の月別測定変動表が出力できるのであれば、問題ない。	
7.1.3.		種別別、月別に以下の集計表を作成できること。 【集計対象】 車両台数 納税義務者数 測定額		■統計・通知>測定 71.基準日時点の測定額、課税台数、減免台数、減免未申告台数、非課税台数、課税保留台数を集計し測定表を単種毎に作成できること。		・バッチ処理>随時処理>測定表(増減項目有)作成 123.車種別の測定表が作成できること。また、CSVデータとして出力できること。 124.月単位の測定内容、車両台数に関する資料を出力できること。	■集計資料 84.車両種別ごとに測定額の集計ができること 85.車両種別ごとに月々の測定額の集計ができること		(緑字：要検討) 集計表の作成条件として、一般的なものが網羅できるように機能要件の定義を行う。	■統計事項 ①測定資料でどのようなものを用意するかは自治体間で差異があると考えられるため、ある程度共通して必要になる集計表として左記のものが妥当であるか。		B市 C市 D市 E市 F市 H市 I市 J市 K市	①問題なし ②認識相違あり ①問題なし ②認識相違あり ①問題なし ②認識相違あり ①問題なし	7.2.1課税状況の要件で第3表を作成する際に「官公署課税区分」、「合衆軍隊の構成員等の区分」が必要になるのではないかと思ったが、課税区分以外の項目で定義し抽出することが可能なか。もし不可能なのであれば、1.1.9の要件でオプションではなく必須要件にしなければならないのではないか。それに伴って本要件の「常課税区分に包含されていれば可」の文言も削除される必要があるのではないか。	
													B市 C市 D市 E市 F市 H市 I市 J市 K市	①問題なし ②認識相違あり ①問題なし ②認識相違あり ①問題なし ②認識相違あり ①問題なし	「随時課税」として集計するのではなく、当初戻理時に出力した測定額から、月ごとに異動分の測定額、台数が集計される必要がある。そのため、項目として「前回累計額」、「増減分」、「減額分」、「異動分」、「今回測定額」が必要である。 また、当市では測定表において納税義務者数は特に集計していないが、別途、任意の期間で測定した(増減ともに)車両について、納税義務者ごとに一覧になった「測定リスト」が出力される。測定額と台数の総括的な測定表とは別に、上記のような対象者のリストを抽出できる機能が欲しい。

【仕様書たたき台】 標準仕様書 (編制) _08_ 軽自動車税 (個別制)			選定地方団体_自動車税						標準化候補検討		WT標準・修正方針への構成員回答				
機能名称	仕様書たたき台	業務フローとの対応	B市	C市	D市	E市	F市	G市	H市	I市	要件の考え方・課題	検討項目 (論点集)	団体	修正方針への見解 (選択式)	補足事項・疑義・意見照会への回答記入欄
7.2. 統計															
7.2.1.	課税状況調	課税状況調 (第1表、第3表) を作成できること。	No.7_1 No.7_2	■統計・通知>課税状況調 72. 課税状況調へ							(黒字：必須) 国への報告のための自治体でも必要な機能と考えている。		B市 C市 D市 E市 F市 H市 I市 J市 K市	①問題なし	
7.2.2.	都道府県報告資料	都道府県への報告書類を作成できること。 (交付税資料等)		8.6.1 統計情報作成報告 ・都道府県に報告するための、各種統計 (集計) 情報に必要な情報を出力する。							※都道府県への照会結果を踏まえてたたき台の更新を行うため、こちらは保留とする。	※都道府県への照会結果受領後に更新	B市 C市 D市 E市 F市 H市 I市 J市 K市	①問題なし	
7.2.3.	EUC	EUC機能 (汎用のデータ抽出機能) を有していること。 ・任意の抽出条件を指定し、条件に該当するデータを抽出できること。 ・テーブル結合によるデータ抽出もできること。 ・抽出結果は、CSVなど加工可能なデータ形式で出力できること。 ・任意の抽出条件を保存することができ、保存した条件でデータ抽出ができること。	No.7_4	■統計・通知>EUC 79. EUC機能を有すること。 こちらが指定した時点のデータ (年度単位でもよい) で、あらゆる項目、あらゆる条件で抽出できること。 ・EUC>データ抽出>抽出条件設定 93. 任意の抽出条件を指定し、条件に該当するデータを抽出し、画面表示できること。 ・バッチ処理>統計処理>課税状況調作成/種別別台数表作成 112. 指定された課税年度を対象に、車両区分、車種、課税区分ごとに分けて作成すること。 121. 指定された年度の登録車両を抽出し、車種別台数表を作成すること。							7.2. 統計 1. EUC機能 (汎用のデータ抽出機能) を有していること。 (黒字：必須) 市内報告・分析用の各種集計や任意の一覧を作成するなど柔軟な業務対応を行うための基礎データの抽出機能は必須と考えている。		B市 C市 D市 E市 F市 H市 I市 J市 K市	①問題なし ②連携相違あり	CSV出力と、エクセル出力が必要だと考える。
8. 検索															
8.1. 検索															
8.1.1.	検索対象	軽自動車税に係るすべての情報 (台帳記載事項、異動履歴、帳票発行履歴) を照会できること。	■照会 32. 車両の異動履歴が一覧形式で照会できること。また、一覧から選択することによりその時点の自動車台帳を照会できること。 33. 標準番号を検索キーとした車両の異動履歴 (廃車含む) と車体番号を検索キーとした車両の異動履歴 (廃車含む) を一覧形式で照会できること。 39. 項目修正をした場合、修正内容を履歴として照会できること。	・オンライン処理>共通>検索 8.14. 該当者一覧上で「住所」の補助資料として「行政区名」が確認できること。 ・異動処理>更正>履歴管理 60. 車両の異動履歴 (過年度含む) が照会できること。 71. 車両の異動更新を実施した操作者情報 (更新日時、操作者名、場所等) が照会できること。	■検索 10. 検索対象車両に、廃車車両を含む場合と含まない場合を選択できること。 ■画面表示 78. 近年を含め過去の課税情報が参照できること (最低でも7年分)	・照会・管理>名案照会 78. 個人名案照会 (廃車分を含む) ができること。 ・照会・管理>履歴照会 80. 同一車両での登録履歴が確認できること。 ・照会・管理>履歴の管理 82. 処理履歴を持ち、過去の処理内容の確認ができること。	8.1. 検索 1. 軽自動車税に係る諸情報 (車両、課税者の基本情報、課税情報等) 及び異動履歴 (帳票発行履歴、特記事項 (メモ) 等を含む) を照会できること。 (黒字：必須) 問い合わせ対応等などの自治体でも必要な機能と想定している。	B市 C市 D市 E市 F市 H市 I市 J市 K市	①問題なし ①問題なし ①問題なし ④その他	問い合わせ対応等で、収納側の対応記事を参照する必要があるため、課税側でも収納システムを参照可能であれば問題ない。					
8.1.2.	検索条件	以下の条件で検索ができること。 【検索条件】 氏名 (カナ・漢字・アルファベット)、旧姓、外国人通称名) 生年月日 住所 (郵便番号、方書含む) 住民管理番号 (整理番号) 世帯番号 個人管理番号 (マイナンバー) 法人管理番号 車台番号 車種番号 (標準番号) 通知書番号	■照会 28. 標準番号、個人番号、氏名かな、氏名漢字、生年月日、世帯番号、年度、通知書番号、車台番号、住所を指定しての検索ができること。 8.1.1 新規車両登録 8.1.2 車両変更登録 8.1.3 廃車登録 ・検索条件は「標準番号」「車台番号」「納税通知書の通知書番号」「カナ氏名 (旧姓を含む)」「氏名漢字」「住所」のいずれかを指定しての検索ができること。 2. 「標準番号」で検索する場合は、「地域名」「分類番号」「ひらがな」「登録番号」のいずれかのみを条件設定でも検索できること。 3. 「車台番号」で検索する場合は、一部文字で検索できること。標準検索にも対応でき、登録車照会など警察からの問合せにも協力できること。 4. 旧姓、旧住所等での検索ができること。 10. 納税義務者の検索範囲を住民区分によって、「全件」「個人」「法人」であらかじめ限定して検索ができること。また、検索結果確認後に検索範囲を変更しての再検索にも対応していること。	・オンライン処理>共通>検索 1. 住所・氏名漢字・氏名カナ (法人の場合は名称) で検索できること ※方書でも検索できるほうが望ましい 2. 生年月日 (西暦・和暦・年・年月)、性別で検索できること 3. 個人番号・法人番号・世帯番号で検索できること 5. 車台番号で検索できること 6. 納税通知書番号で検索できること 7. マイナンバーで検索できること	■検索 75. 標準番号、車台番号、納税義務者・所有者・使用者 (以下「納税義務者等」) のカナ・漢字等、納税義務者等の個人法人コード、生年月日等を指定しての検索検索ができること。 ・照会・管理>基本検索 76. 納税義務者等 (カナ・漢字等)、標準番号、車台番号について、あいまい検索 (前方、中間、後方一致) ができること。(標準番号を標準番号のみで検索など) ・照会・管理>あいまい検索 76. 納税義務者等 (カナ・漢字等)、標準番号、車台番号について、あいまい検索 (前方、中間、後方一致) ができること。(標準番号を標準番号のみで検索など)	8.1. 検索 2. 氏名 (カナ・漢字・アルファベット、外国人通称名)、住所、住民番号 (整理番号)、法人管理番号、標準番号、車台番号、通知書番号、生年月日等での検索ができること。 (黒字：必須) 問い合わせ対応等などの自治体でも必要な機能と想定している。	■確認事項 ①要件記載のもの以外に検索条件として必要なものはあるか (あいまい検索・複合検索の機能は共通制で定義)。	B市 C市 D市 E市 F市 H市 I市 J市 K市	①問題なし ①問題なし ①問題なし ④その他	問い合わせ対応等で、収納側の対応記事を参照する必要があるため、課税側でも収納システムを参照可能であれば問題ない。					
9. その他															
9.1. システム管理															
9.1.1.	コード管理	管理項目で使用する各種コードを管理 (登録・修正・削除) できること。 【対象コード】 車種コード 標準コード (標準サイン) 形状コード 用途コード	■車両登録>異動入力 9. 車両コードは画面から容易に追加・修正・削除できること。車両コードの選択時の入力候補の表示・非表示ができること。	・異動処理>車両管理>新規登録 35. 標準記号コードの追加に対応できること。	・車両管理>管理項目 1. 管理項目は以下に示すものを最低限満たすこと。 ※各管理項目の表示桁数については、桁落ちする項目がないよう十分な桁数を用意すること。 ※管理項目で使用するコード等については柔軟に拡張できること。	(緑字：要検討) 追加を行う可能性のある各種コードについて、記載のもの以外に必要な高いものがあるか確認を行う。	■確認事項 ①任意で追加するコードは記載のもので過不足ないか。 ②追加する運用が想定されないコードはあるか。 ③B市記載の車両コードについて、具体的にどのようなものを想定しているか。	B市 C市 D市 E市 F市 H市 I市 J市 K市	①問題なし ①問題なし ④その他	軽自動車申告書の記載では、メーカー名 (ホンダ・ダイハツなど) は「車名」と表記されており、車名前 (ムーブ・コンチなど) は「通称名」と表記されている。仕様書の表現も揃えるべきではないか。 当市では左記以外に、登録事由コード (購入、譲渡、転入他)、所有形態コード (自己所有、課税保留地)、課税区分コード (課税、非課税他) など多岐にわたるコード管理がある。 ただし、左記のとおりシステム側に管理方法の差異があるため、以下の観点を中心に事業者と照会していただきたい。 ①定期的に使用する項目 例) 車名や車種など何度も入力するものなど ②表記について同一性が求められる項目例) 入力者によってコピヤや日産自動車など表記ゆれが生じないようにする必要があるものなど ③項目の追加・修正が可能なこと 例) 軽課の税率が変更したり追加した場合もコードを追加できること ④世代管理や時間的な管理ができること 例) H31.3.31まではこの税率コードが適用されるが、H31.4.1からは追加した税率コードが適用されること					

仕様書たたき台			選定地方団体_機能要件					標準化候補検討		IT標準・修正方針への構成員回答			
機能名称	仕様書たたき台	業務フローとの対応	B市	C市	D市	E市	H市	I市	要件の考え方・機能	検討項目（論点集）	団体	修正方針への見解（選択式）	補足事項・疑義・意見照会等への回答記入欄
9.1.2	税率管理	車種ごとに適用税率を管理（登録・修正・削除）できること。			・システム設定＞定数管理 84. 車種ごとの税額を年度別に設定し管理することができること。 85. 税額の各年度初期値は前年度の税額を引き継ぐこと。 ・照会・管理＞納税の管理 86. 月ごとの納税を年度別に設定し管理することができること。			9.1 システム管理 2. 適用税率を登録・修正等管理できること。	（赤字：必須） 車種ごとに税率は異なり、環境性能割りなどである程度補償に税率が設定されると考えられるため、必須機能と想定している。		B市 C市 D市 E市 F市 H市 I市 J市 K市	①問題なし ④その他	自治体ごとに旧税率に差異があると思うが、状況に応じて適宜変更するような運用は想定しない。 何かの折に税率改正がなされた場合、変更が必要になるが、めったにないと思われるので、システム更新に併せて変更するようにして、職員が変更できる必要はないと考える。
9.2. その他機能													
9.2.1	税額シミュレーション	システム内で管理している軽自動車に係る税額（登録・登録含む）をもとに、変更後の税額のシミュレーションができること。							（赤字：要検討） 歳入予算を編成する際に根拠資料として、歳入予測として税額のシミュレーションを行う自治体は多いと推定されるが、要否についてはITで確認を行う。	■確認事項 ①当該機能の要否。 ②税額のシミュレーション機能は、検証環境で実施するような実現方法で問題ないか。	B市 C市 D市 E市 F市 H市 I市 J市 K市	①問題なし ④その他	現状、システム更新の際など、テスト系（検証環境）に適用してもらったものを一度確認してから本番系に適用してもらっている。また、テスト系で適宜操作確認をすることもあるので、一定のタイミングで本番系の内容が同期され、最新の状態のデータでテストできるようにしている必要があるのではないかと考える。 税額シミュレーションについては、年1回程度データを用意してもらって運用でかまわないと思うが、それ以外でも必要となると考えられるので、本番系とのデータ同期はある程度の頻度で自動的に実行されるべきと考える。
9.2.2	駐留軍人軍属私有車両に係る課税対応（米軍車両対応）	駐留米軍人に係る課税に対応する機能として以下を有すること。 ・米軍車両区分について管理（登録、修正、削除）できること。 ・対応した情報情報を管理できること。 ・日本地位協定に基づく課税額の算出ができること。 ・駐留米軍用軽自動車税納付書の発行ができること。 ・駐留米軍用軽自動車税証紙を発行できること。						（赤字：オプション） 駐留米軍基地の有無で自治体によって要否が分かれることが想定されるため、オプション機能と想定している。	■検討事項 ①駐留米軍基地のある自治体は限定され、基幹システム外で管理を行っている団体もあると認識しているため、オプション機能として問題ないか。 ■確認事項 ①当該区分の車両は日本地位協定に基づいた課税が行われると考えられる。当該区分に関連する業務要件として以下を想定しているがこれ以外の要件もしくは認識相違あるか。 a) 当初課税処理時に別途処理を行う b) 米軍人用の納付書の発行を行う c) 米軍車両証紙の発行を行う	B市 C市 D市 E市 F市 H市 I市 J市 K市	③わからない ①問題なし	翌年度の当初課税額がいくらになるかのシミュレーションであれば、検証環境でも可。検証環境を使用する頻度については、事業者対応であれば、左記のとおりで問題ないが、バグ等任意のタイミングでシミュレーションが出来た方が利便性が高いため、その場合は定期的に本番機に含ませたデータ更新がされるとよい。 また、当初課税の税額シミュレーションとは別に、本番機の車両画面に翌年度税額になるものや、前年度から重課になるかを表示する機能があると望ましい。	